

平成23年

双葉町議会会議録

第1回定例会

3月8日開会～3月9日閉会

双葉町議会

平成23年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (3月8日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に参加した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	6
行政報告	8
報告第1号	11
報告第2号	12
報告第3号	12
報告第4号	13
議案第3号から議案第27号までの一括上程	13
町長施政方針	14
提案理由の説明	17
動議の提出	21
双葉町議会議長に対する不信任決議(案)の動議の取り下げ	22
委員会付託(請願)	22
動議の提出	22
日程の追加	23
双葉町議会議長に対する不信任動議	24

散 会	2 4
-----------	-----

第 2 日 (3月9日)

議事日程	2 5
出席議員	2 6
欠席議員	2 6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	2 6
開 議	2 7
議事日程の報告	2 7
一般質問	2 7
佐々木 清 一 君	2 7
野 村 満 君	3 3
岩 本 久 人 君	3 9
発言の取り消し	4 2
発言の取り消し	4 5
石 田 翼 君	4 5
谷津田 光 治 君	4 8
議長清川泰弘君に対する不信任動議	5 3
発言の取り消し	5 5
発言の取り消し	5 5
散 会	6 0

23 双葉町告示第2号

平成23年第1回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年2月16日

双葉町長 井戸川 克 隆

1. 期 日 平成23年3月8日（火）
午前9時

2. 場 所 双葉町役場議場

○応招・不応招議員

○応招議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○不応招議員（なし）

平成23年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年3月8日（火曜日）午前9時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第 1号 専決処分の報告について
専決第2号 双葉北小学校校舎耐震補強・大規模改造工事（二期・建築）
請負契約の一部変更について
- 日程第7 報告第 2号 専決処分の報告について
専決第3号 双葉町学校給食センター建築工事請負契約の一部変更につ
いて
- 日程第8 報告第 3号 専決処分の報告について
専決第4号 双葉町学校給食センター機械設備工事請負契約の一部変更
について
- 日程第9 報告第 4号 専決処分の報告について
専決第5号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島
県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第10 議案第 3号 専決処分の承認について
専決第6号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第 4号 双葉町ふれあい福祉会館設置条例の制定について
- 日程第12 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第14 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について
- 日程第15 議案第 8号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 9号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第10号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 双葉町地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第22 議案第15号 双葉町副町長の選任について
- 日程第23 議案第16号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第24 議案第17号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第18号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第19号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第20号 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第21号 平成23年度双葉町一般会計予算
- 日程第29 議案第22号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第23号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第31 議案第24号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第33 議案第26号 平成23年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第27号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 平成23年度町長施政方針
- 日程第36 提案理由の説明
- 日程第37 委員会付託（請願）
- 散 会

○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	高野泉君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	矢内誠一郎君
住民生活課長	武内文昭君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	鈴木孝君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番、渋谷一弘君、2番、石田翼君を指名します。

◎会期の決定

○議長（清川泰弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月2日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月17日までの10日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から17日までの10日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（清川泰弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（清川泰弘君） 日程第4、委員長報告を行います。

総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、木幡敏郎君。

（総務教育常任委員長 木幡敏郎君登壇）

○総務教育常任委員長（木幡敏郎君） おはようございます。総務教育常任委員会の委員会調査報告を申し上げます。

平成23年3月8日

双葉町議会議長 清 川 泰 弘 様

総務教育常任委員会委員長 木幡 敏郎

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記

1. 事 件 名

（1）学校教育施設の管理状況について

2. 調査の経過

回 数	1回
日 時	平成23年2月10日（木）10時00分から11時50分
場 所	総務教育常任委員会室
出席委員	木幡敏郎、岩本久人、野村満、谷津田光治、清川泰弘
欠席委員	なし
説 明 員	江尻教育長、高野教育総務課長、橋本教育総務係長

3. 調査の内容

学校教育施設の管理状況についてですが、幼稚園、南北小学校、中学校それぞれの改修を含めた施設整備状況、耐震状況、遊具整理、周辺環境整備について説明を受けました。耐震について、幼稚園は建築基準法見直し後の建物で、耐震性のある建物であり、北小学校は平成21年度、平成22年度に校舎の耐震補強工事をし、体育館は平成24年度に補強工事の予定であります。南小学校の補強工事は、校舎は平成23年度に、体育館は平成24年度に工事の予定とのことあります。

中学校については、平成14年、平成15年に校舎の補強工事をし、体育館、武道館は平成24年度以降に予定しているとのことでした。中学校の施設整備で、武道館の屋根3カ所から雨漏りがあり、屋根を覆っているシートの劣化によるとのこと、武道館全体の改修が必要とのこと、またプールについては、利用期間に比べ維持管理費用が大きいので、利用計画の見直しが必要とのことでした。遊具やスポーツ施設の整備については、定期的に確認し、老朽化しているものは撤去しているとのことで

あります。AEDは幼稚園、各学校の玄関など、だれでもわかるように備えてあり、先生や生徒の講習も行っているとのことでした。大規模改修による南小学校のエアコンの設置については、全国的な動きを見て考えていくが、今回は北小学校と同じように扇風機を天井に2個つけて対処したいとのことでした。

学校給食センターの整備状況も視察しましたが、4月の供用開始に向けて予定どおり進んでいるとのことでした。

委員の意見として、幼稚園の園庭について、軟弱な地盤のところは砂を入れるなどの対策が必要ではないか。また、AEDや心肺蘇生などの救命の講習会をこれからも続けて行ってほしいなどが挙げられました。

以上のことから、施設の管理は、適切に行っており、これまでどおり安全点検を定期的にして、園児や生徒が安心して施設を使用できるようにしてほしいとの委員の一致した意見でした。

以上、概要を申し述べ、報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 南小学校の補強工事は、体育館は平成24年度に耐震の工事ということで、今、委員長報告はありましたが、大変古いのですよね。耐震にどのくらいかかるのかわかりませんが、あの体育館を耐震工事するのであれば、作りかえたほうがいいのではないかとこのような気がするのですが、この辺について委員長報告の中では補強工事をするということですので、お聞きします。

○議長（清川泰弘君） 木幡敏郎君。

○総務教育常任委員長（木幡敏郎君） 教育長を初め説明員の皆様方の説明は、このような補強工事の予定でありますというふうなことでありますが、これについては、今後いろいろとあると思いますので、そういうふうなことであります。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（清川泰弘君） 日程第5、行政報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） おはようございます。平成23年第1回双葉町議会定例会を招集いたしました

たところ、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙の折ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろは町勢進展のために多大なご尽力を賜っておりますことに対し、ここに改めて感謝の意を表する次第であります。

12月定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

12月19日、双葉町、福島県NPO法人はらまちクラブの共催により、地域医療再生フォーラムをステーションプラザふたばにおいて開催いたしました。約190人の参加者が「DVDクマ先生のSOS」の鑑賞や福島県立医科大学地域・家庭医療学講座、葛西教授の講演「あなたと家族の健康に家庭医はどう役立つのか」を聴講し、地域医療問題や地域・家庭医療について学びました。

12月22日、第6回双葉地域医療の充実強化に向けた推進会議が平成22年2月以来、約10カ月ぶりに開催され、統合病院開設に向けた進捗状況として、大野病院と双葉厚生病院の統合に関する経過と今後の予定、大野病院と双葉厚生病院の統合について、双葉地域医療に県が将来にわたり責任を果たす体制づくり、次に多目的医療用ヘリの導入について提示されました。

1月1日は、双葉海水浴場において「初日の出参拝」を実施いたしました。ことしも日の出を前に公民館和太鼓教室の皆さんによる太鼓の演奏が行われ、新年の幕あけを演出していただきました。あいにく日の出時刻に厚い雲に覆われ、水平線上にきれいな初日は見られませんでした。それでもおくれて雲の合間から輝き出した初日を見ることができ、訪れた人々は、手を合わせて、ことし1年の幸福と家内安全、無病息災を祈願しておりました。

1月5日は、双葉町体育館において平成23年成人式を挙行いたしました。双葉町では男子50人、女子39人、計89人が新成人を迎えましたが、その中から男子34人、女子29人、計63人が出席、新春にふさわしく輝かしい成人式となりました。第1部の式典では、成人代表の男女にそれぞれ成人証書が授与され、来賓祝辞に続き新成人を代表して2人の方から誓いの言葉が述べられました。また、「はたちの夢」では、新成人4人の方から現在の様子や、これからの抱負について発表があり、参加者もそれぞれ自覚を新たにしておりました。また、第2部の成人の祝いでは、南相馬市のチアリーディングの皆さんによる成人を祝うアトラクションや小中学生時代の写真がスクリーンに映し出され、自分や同級生の姿を見ながら当時の思い出に感激しておりました。また、恩師のあいさつに会場は終始和やかな雰囲気にもまれ、20歳の祭典にふさわしい思い出となったところです。

1月8日、双葉町のまちづくりやPR活動について、町外から応援していただく、ふるさと大使、海キラキラ大使の委嘱状交付式を行いました。平成22年度は、福島双葉さんに委嘱いたしました。双葉町を訪れたときには、地方紙に取り上げられるなど、既に広報役として活躍されており、今後も日常の社会生活などを通じて、周囲の人々へ双葉町の魅力、情報や町産品のよさなどを効果的にPRしてもらえると期待しております。

双葉町の新春恒例行事である双葉町ダルマ市が、1月8日、9日の両日にわたり開催されました。初日は好天に恵まれたものの、2日目は小雪がちらつくなど、あいにくの天候となりましたが、各種

イベントも予定どおり行われ、町内外からの人出でにぎわいを見せておりました。市では、地元の商店を中心に多くの店舗が軒を連ね、縁起物のダルマや飾り物、各店が趣向を凝らした加工品や食料品など活気よく販売しておられました。しかしながら、景気低迷の長期化により、購買力が弱く、出店者にはつらい思いとなったようですが、ダルマ市名物となっている巨大ダルマ引き合戦では、大接戦の末、南に軍配が上がり、商売繁盛の判定が下ったことから、景気回復への期待が高まっております。また、今回が2回目となる、ダルマ市初春運試し抽せん会や初企画イベントの運営に際しては、町商工会役員皆様の積極的な取り組みとダルマみこし、さらには郷土芸能の奉納神楽や女宝財踊りなど多彩な催しに盛り上がりを見せたところであります。

双葉町地域医療問題合同検討会の開催についてであります。1月13日に第6回、1月26日に第7回、2月15日に第8回の合同検討会を開催し、福島県並びにJA福島厚生連から示されました統合病院の名称、診療機能、将来構想などについて検討を行いました。

1月16日には、消防団無火災安全祈願祭並びに出初め式を実施いたしました。今回は、降雪により足元が悪い中、新山柳通りで閲団を実施し、町民グラウンドまで町内行進を行いました。町民グラウンドでは分列行進、通常点検、機械器具点検を実施し、一斉放水は降雪のため取りやめたところですが、消防団員の旺盛な士気と機敏な行動を確認いたしました。昨年は町内で建物火災が1件発生しておりますが、ことしは火災を初めとして、地震・台風など自然災害が起きないことを念願するとともに、消防団、婦人消防隊の今後さらなる予防消防と防火思想の徹底に努めてまいりたいと考えております。

3月6日、第7回双葉地域医療の充実強化に向けた推進会議が開催され、双葉地域医療の充実強化に向けた取り組み内容として、双葉厚生病院、県立大野病院の統合に係る統合病院名称等、また医療機器の概要、そして各外来診療体制表案、双葉地域医療の充実強化に向けた県と厚生連の取り組み内容、浜通り地域医療連携に係る推進機能、センター機能の業務内容について提示されました。

次に、原子力関係について申し上げます。まず、東京電力福島第一原子力発電所3号機でのプルサーマルの実施状況であります。昨年10月26日、営業運転以降、その後県原子力発電所安全確保技術連絡会に設置した安全確認プロジェクトチームは、毎週1回事業者から安全監視情報の提供を受けておりますが、現在まで不適合事象に該当するトラブルもなく、順調な運転を継続しております。さらに、同チームは、本年に入り、1月19日に3号機の立入調査を実施し、出力調整作業状況並びにデータ提供等を受け、いずれも問題なく、適切に運転されていることを確認しており、今後も現地視察も含めた安全管理状況の確認を継続することになっております。

また、東京電力は1月12日、新検査制度に基づき福島第二原子力発電所3号機の運転期間を現在の13カ月から16カ月に延長する計画を正式発表いたしました。これを受け、1月17日には県原子力発電所所在町協議会が開催され、原子力安全・保安院並びに事業者から長期連続運転した場合の健全性の維持や今後の作業量の見通し、新検査制度の概要及び取り組み状況についての説明を受けました。

その後、立地4町議会においては、事業者からの制度に関する説明を経て、2月2日には再度所在町協議会が開催され、各議会の対応について報告がなされ、協議会としても健全性の維持には問題がないことを確認したところであります。

さらに、原子力安全・保安院は、2月7日には、今年26日に営業運転開始から40年を迎える福島第一原子力発電所1号機について、東京電力が申請しておりました高経年化技術評価書に基づく保安規定の変更を認可し、今後の長期保守管理方針が妥当との判断をいたしました。これを受けて県原子力発電所安全確保技術連絡会では、2月10日には1号機の立入調査を実施し、配管の耐震対策の取り組み状況など、高経年化対策を確認するとともに、2月23日には再度事業者から高経年化対策の補足説明並びに原子力安全・保安院からは技術評価書の審査結果の説明を受けております。また、技術連絡会として独自に機器・構造物に関する事、県民への適切な情報の提供など13項目の確認事項を設定し、引き続き安全の確認を行っていくこととしております。

国においては、引き続き保安調査、保安検査、定期検査などにより安全確認を行っていただくとともに、事業者におかれましては、定期検査の最大の目的は原子力発電所の安全確保にありますので、今後は運転期間延長により周辺機器も含めて細心の注意が必要となりますので、運転中はもちろんのこと、定期検査の際もより一層の検査体制、安全管理体制の充実を図られ、運転保全活動に努められるよう期待するものであります。

以上、行政経過を申し上げましたが、平成22年度もあと20日余りを残すところとなりました。今後残された事務事業の執行に全力を傾注し、住民福祉の向上、町勢進展のためにも最善を尽くす所存でありますので、議員各位におかれましても、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

最後に、今議会に提案しております案件について申し上げます。詳細につきましては、提案理由の際に申し上げたいと存じますが、専決事項が5件、条例の制定が1件、条例の一部改正が9件、規約の変更が1件、副町長の選任が1件、平成22年度一般会計、特別会計の補正予算が5件、平成23年度一般会計、特別会計予算が7件、合計29の案件となっております。慎重なご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げまして、行政報告と今定例会の招集に当たりましてのあいさつにかえる次第であります。

○議長（清川泰弘君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（清川泰弘君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第1号 専決第2号 双葉北小学校校舎耐震補強・大規模改造工事（二

期・建築) 請負契約の一部変更についてであります。これは平成22年6月18日第2回双葉町議会定例会において議決をいただき、株式会社間組東北支店と1億5,120万円で工事請負契約を締結しておりました。その後、工事内容に一部変更が生じたため、請負額を1億5,147万900円に変更して契約締結をいたしましたので、専決処分の報告をするものであります。

契約変更の主な内容であります。教室の教師用棚を上段にA4サイズの書類並びに下段にAV機器が入れられるように改修したこと、及び校舎東側の給食配せん室前廊下を、衛生上、昇降口と仕切るよう保健所から指導があったため、扉を新たに取付けたことなどです。これらの工事により、事業費が27万900円の増額となりました。

○議長(清川泰弘君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 以上で報告第1号 専決処分の報告を終わります。

◎報告第2号

○議長(清川泰弘君) 日程第7、報告第2号 専決処分の報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 報告第2号 専決第3号 双葉町学校給食センター建築工事請負契約の一部変更についてであります。これは平成22年6月18日第2回双葉町議会定例会において議決をいただき、田中建設株式会社と1億5,540万円で工事請負契約を締結しておりました。その後、工事内容に一部変更が生じたため、請負額を1億5,889万2,300円に変更して契約締結をいたしましたので、専決処分の報告をするものであります。

契約変更の主な内容であります。建物基礎工の施工に当たり、支持層が当初予定していたよりも深かったため、支持力の弱い部分をコンクリートで置きかえたこと及び居室の遮光・目隠しのためのブラインド並びにカーテンを新たに計上したことなどです。これらの工事により、事業費が349万2,300円の増額となりました。

○議長(清川泰弘君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 以上で報告第2号 専決処分の報告を終わります。

◎報告第3号

○議長(清川泰弘君) 日程第8、報告第3号 専決処分の報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長（井戸川克隆君） 報告第3号 専決第4号 双葉町学校給食センター機械設備工事請負契約の一部変更についてであります。これは平成22年6月18日第2回双葉町議会定例会において議決をいただき、株式会社丸井と1億1,130万円で工事請負契約を締結しておりました。その後、工事内容の一部変更が生じたため、請負額を1億1,202万4,500円に変更して契約締結をいたしましたので、専決処分の報告をするものであります。

契約変更の主な内容であります。保健所の指導により、建物の出入りの際、害虫・雑菌等の侵入を防ぐためのエアカーテンを取りつけたこと及び厨房機器の容量増により、排気設備を能力の大きいものに変更したことなどあります。これらの工事により、事業費が72万4,500円の増額となりました。

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第3号 専決処分の報告を終わります。

◎報告第4号

○議長（清川泰弘君） 日程第9、報告第4号 専決処分の報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第4号 専決第5号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組規約の変更についてであります。これまで福島県市町村総合事務組合に加入しておりました福島地方広域行政事務組合が、本年の3月31日をもって解散することとなり、福島県市町村総合事務組合から脱退するものです。また、市町村合併により市と町村の構成が変わったことに伴い、組合の議会の組織などの規定を改めるものであります。

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 以上で報告第4号 専決処分の報告を終わります。

◎議案第3号から議案第27号までの一括上程

○議長（清川泰弘君） 日程第10、議案第3号から日程第34、議案第27号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第27号までを一括上程といたします。

◎町長施政方針

○議長（清川泰弘君） 日程第35、平成23年度町長施政方針を行います。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 第1回双葉町議会定例会の開会に当たりまして、平成23年度の町政運営に対します私の所信を申し上げ、議員の皆様を初め、広く町民の皆様のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

町民の皆様とともに、町民の皆様が目線で町政を行ってまいりました。「財政の健全化」「産業の再生」「教育改革」の大きな目標として改革を行い、一時は破綻も取りざたされた我が町は、町民に負担を上乗せすることなく、平成22年度で危機を脱出する見込みとなりました。議会並びに町民の皆様の深いご理解とご支援のもと、全職員が一体となって改善に取り組んだ結果であります。ここに感謝申し上げます。

健全な財政運営に終わりはありません。今後も安定した財源の確保を図るとともに、限られた財源を効果的に配分し、健全な財政運営に努めなければなりません。過去の経験から学び、失敗を繰り返さない考えのもと、平成23年度からの「第4次双葉町総合計画」を策定しました。現在の地域社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、ニーズも多様化しており、またこれからの地方自治はみずからの責任で進むべき方向を決め、実行できる行政経営が必要です。このため5つの基本目標と15の戦略テーマを定め、自主、自立、自律したまちづくりを進めてまいります。

一方、国際情勢を見きわめなくして町政は語れません。現在自然災害が多発しています。中でも地震が多発していて、カリブ海、インドネシア、そしてニュージーランドで大きな地震が起きました。被災しました日本国民並びに被災した国の方々には哀悼の意を表します。オーストラリアでは洪水と熱波が襲い、北半球では寒波や小雨による作物の不作などが発生しているために穀物価格が高騰しております。また、チュニジアで発生した民主化の要求が次々と産油国に広がっています。これは、国は国民のためにあるという自然の流れだと思えます。国内では依然として国政の混乱は終わりを知らずに続いております。一刻も早く国民の求めるような安定した政治になることを願います。

原子力発電所では、福島第一原子力発電所3号機でプルサーマル運転が開始され、現在安定運転しています。安全な運転管理のもと、7・8号機増設の受け入れ条件は既に整備され、当町はいつでも事業者からの申し入れを受け入れることができるようになっております。

それでは、教育について申し上げます。教育環境の整備は、北小学校校舎の耐震化と学校給食センターが完成し、子供たちの学びの連続と食育向上が図られます。引き続き、南小学校の校舎と屋内運動場及び北小学校の屋内運動場の耐震化を行い、環境の整備を進めてまいります。

厚生病院の統合は、一応の区切りがついたものの、真に必要とされる医療環境の実現までは至っていません。両病院の医師の配置、診療科確定など2次医療病院としては7万双葉郡民が安心して生活

できるような体制ができるよう、これからも推進会議、合同検討会などで意見を述べていきます。

産業育成は、移動時間が短くなった今、商品に愛情が入っていないものは売れなくなりました。国境を越えた物流が盛んになり、従来の考え方や製法では売れなくなりました。したがって、当町では農業が主体ですので、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）に負けない新たな作物の生産とシステム導入並びに消費地とのつながりを持たなければなりません。平成23年度からその取り組みを始めたと考えています。また、双葉町商工会が手がけている「おもてなし事業」と「逸品開発事業」も大事ですので、引き続き支援していきたいと考えています。

道路整備では、国道6号線の付加車線工事は目に見えるようになりました。現工区から引き続き南へ改良していただきたいと国に要望していきます。県道井手長塚線は長年の懸案事項でしたが、いよいよ着工に向けて準備中であります。早く着工し、全線が整備されることを要望していきます。県道広野小高線（浜街道）は、残工区の郡山工区が用地交渉に入ると聞いております。最近の朝夕の交通量は非常に多くなっていますので、夫沢工区とあわせて早期完成をお願いしているところです。

次に、平成23年度一般会計及び特別会計の予算の概要について申し上げます。

平成23年度双葉町一般会計歳入歳出予算額は48億8,600万円で、前年度比7億9,200万円、13.95%の減となります。

歳入について申し上げます。

町税は19億1,435万1,000円で、前年度比227万円の増額となりました。町民税の個人分は1,575万5,000円の減額、固定資産税の償却資産が1,726万1,000円の増額となっております。

地方交付税は、前年度と同額の3億円を見込んでおります。

国庫支出金は、電源立地地域対策交付金の初期対策交付金相当分の減などにより11億6,828万円、前年度比8億5,416万9,000円の減額となりました。

県支出金は、核燃料税交付金の増などにより5億2,551万5,000円、前年度比9,085万8,000円の増額となりました。

繰入金は、財政調整基金や公共用施設維持管理運営基金からの繰り入れなど3億9,718万7,000円を計上し、各種事務事業に充当してまいります。

町債は、臨時財政対策債1億7,000万円、前年度比5,150万円の減額となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は9,070万5,000円で、前年度比3,183万5,000円の増額となりました。議員報酬並びに議員共済会負担金の増が主なものであります。

総務費は6億6,996万5,000円で、前年度比912万4,000円の増額となりました。平成23年度は、産学官連携原子力関連分野人材育成事業、地域力向上支援事業、国土利用計画（双葉町計画）策定事業、税住民情報システム適用構築事業にかかわる経費を新たに計上いたしました。また、福島県議会議員一般選挙、双葉町議会議員一般選挙、双葉町農業委員会委員一般選挙が予定されておりますので、選

挙管理執行により一層万全を期すとともに、明るい公正な選挙の啓発に努めてまいります。

民生費は10億3,568万1,000円で、前年度比1億9,830万5,000円の増額となりました。社会福祉、児童福祉にかかわる経費であり、各種事業を継続して進めてまいります。増額の主なものは、児童館第二遊戯室建設事業にかかわる経費であります。平成23年度は「第4期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び「障がい者計画・障がい福祉計画」の策定にかかわる経費を新たに計上いたしました。

衛生費は3億4,230万9,000円で、前年度比701万2,000円の減額となりました。減額の主なものは、双葉地方広域市町村圏組合負担金（塵芥処理費、し尿処理費）であります。平成23年度は、保健衛生費に子宮頸がんワクチン等の予防接種にかかわる経費を新たに計上しました。また、水道費には、引き続き石綿管更新事業等にかかわる双葉地方水道企業団負担金を計上しております。

農林水産業費は2億1,607万1,000円で、前年度比1,682万5,000円の減額となりました。減額の主なものは、国営請戸川土地改良事業償還金に対する負担金であります。平成23年度も農業振興、林業振興、農用地等集団化事業を継続して推進してまいります。

商工費は9,473万4,000円で、前年度比183万8,000円の増額となりました。増額の主なものは、双葉町観光協会事業補助金であります。平成23年度も双葉の逸品開発事業に取り組むほか、商工振興、中小企業への経営支援などに努めてまいります。

土木費は5億2,480万5,000円で、前年度比3,970万9,000円の減額となりました。道路新設改良費、公共下水道事業特別会計繰出金の減が主なものであります。前田大熊線、前田長塚線整備事業については継続して取り組むほか、町道241路線160.7キロメートルの維持管理、公園管理、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

消防費は1億6,118万6,000円で、前年度比2,072万8,000円の減額となりました。双葉地方広域市町村圏組合負担金の減が主なものです。

教育費は6億983万2,000円で、前年度比5億2,264万9,000円の減額となりました。学校給食センター整備事業の終了による減が主なものであります。平成23年度は、学校給食センターによる幼稚園を含めた学校給食の提供がスタートします。「豊かな才能をはぐくむ学校給食づくり推進事業補助金」を新設し、食育の推進と地元食材の一層の活用に努めてまいります。また、小中学校施設の耐震化事業、清戸迫横穴保存事業、公民館活動の充実などについても継続して取り組んでまいります。

災害復旧費は30万円で、前年度比862万1,000円の減額となりました。

公債費は4億4,836万2,000円で、前年度比6,470万2,000円の減額となりました。平成23年度も引き続き福島県原子力発電所立地地域振興基金の繰上償還（5,187万8,000円）を実施することとしております。

諸支出金は6億4,670万3,000円で、前年度比3億5,145万3,000円の減額となりました。将来の行政需要に対応するため、財政調整基金や公共用施設維持運営基金、公共用施設事業運営基金などへの積み立てを行ってまいります。

予備費は4,530万9,000円で、前年度比140万3,000円の減額となりました。

次に、特別会計の概要について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出予算総額7億8,100万2,000円で、前年度比117万1,000円の減額となりました。国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度であり、その財源となる国民健康保険税の収納の確保は、制度を維持していく上で、また被保険者からの負担の公平を図る観点からも極めて重要な問題であります。長期滞納者や高額滞納者に対しては必要に応じて滞納処分を実施し、収納の確保に一層の努力を図ってまいります。

公有林整備事業特別会計は、歳入歳出予算総額617万1,000円で、前年度比437万3,000円の増額となりました。森林機能保持のため町有林の計画的な管理業務に努めてまいります。

公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算総額4億2,033万8,000円で、前年度比1,515万5,000円の減額となりました。双葉町浄化センターと管路施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の汚濁防止に努めてまいります。

工業団地造成事業特別会計は、歳入歳出予算総額32万9,000円で、前年度比1万6,000円の増額となりました。双葉工業団地内の維持管理と、残る1区画の誘致関係の経費を計上しました。リース制度、分割分譲等、各種優遇措置の活用とともに、製造業を基本としながらも非製造業をも対象としたPRを行い、福島県並びに福島県東京事務所等の行政関係機関や縁故者・知人との連携、情報収集を図りながら誘致に努めてまいります。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算総額5億9,264万5,000円で、前年度比925万5,000円の増額となりました。国民の共同連帯の理念に基づき給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、保健医療福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できるような円滑な運営を図ってまいります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算総額6,257万1,000円で、前年度比200万1,000円の減額となりました。高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、福島県後期高齢者医療広域連合と連携をとりながら制度の運営を担ってまいります。

以上、平成23年度も改善すべきところは改善し、議会並びに町民の皆様と手を取り合って町勢振興のために邁進したいと考えていますので、ご協力、ご支援をお願いします。

以上、申し述べて施策の方針といたします。

○議長（清川泰弘君） 以上で平成23年度町長施政方針を終わります。

◎提案理由の説明

○議長（清川泰弘君） 日程第36、提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第3号 専決第6号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第8号）

についてであります。歳出予算の総額58億3,463万4,000円のうちで、歳出の補正を行いました。2月11日から12日にかけて降雪があり、その除雪費用として土木費の道路橋梁費に除雪委託料10万9,000円を追加し、これにより予備費を10万9,000円減額いたしました。

議案第4号 双葉町ふれあい福祉会館設置条例の制定についてであります。これは老人福祉会館の現状の使われ方を勘案し、会館名称を変更するとともに、使用できる範囲を町民の総合的な福祉増進に資する事業を推進するための活動を行う公益的団体に限定し、個人への一般貸し出しを廃止すること。また、使用料は無料とするが、会館維持管理経費の一部を負担していただくこと等を主に規定するものであります。

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、昨年6月に改正されました育児休業法で非常勤職員にも育児休業取得を認めることとなりましたが、非常勤職員のうち短時間勤務の職員については、育児休業を認めないとするため改正するものです。また、非常勤職員の育児休業の期間について、原則として子が1歳に達するまでとすることと、夫婦ともに育児休業をしている場合は1歳2カ月に達するまでとすること。さらには、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には1歳6カ月まで育児休業を取得できるものとするために改正するものです。

議案第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。県人事委員会勧告により、議会議員の期末手当の支給月数を6月期は1.6月から1.4月に0.2月引き下げ、12月期は1.7月から1.5月に0.2月引き下げるための改正であります。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正内容は、双葉町学校給食センター所長の報酬月額20万円を追加する改正であります。

議案第8号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。県人事委員会勧告により、町長及び副町長の期末手当の支給月数を6月期は1.6月から1.4月に0.2月引き下げ、12月期は1.7月から1.5月に0.2月引き下げるための改正であります。

議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてであります。県人事委員会勧告により、教育長の期末手当の支給月数を6月期は1.6月から1.4月に0.2月引き下げ、12月期は1.7月から1.5月に0.2月引き下げるための改正であります。

議案第10号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。町長及び教育長の給料の基本月額は今行どおりの減額ですが、副町長の給料の基本月額は、現在35%の減額をしておりますが、4月から30%の減額に改めるものであります。特例期間についても平成24年3月31日まで継続するための改正であります。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。超過勤務手当につきましては、再任用職員のうち短時間勤務に従事される職員の超過勤務手当を一般職員の正規の勤務時間で

ある週38時間45分に達するまでは超過勤務手当を支給しないこととするために改正するものです。また、職員の超過勤務手当につきましては、月60時間を超えた場合の超過勤務手当の支給に際し、時間の積算基礎に日曜日を含めることとする改正をするものです。

議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。これは海外出張や海外研修に際し、支度準備金として支給していた支度料を廃止するものです。

議案第13号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてであります。現在支給している出産育児一時金の42万円は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に対し、暫定的に支給しているところであります。健康保険法施行令の改正により、平成23年4月1日から双葉町国民健康保険条例第6条の規定にある「38万円」を「42万円」に改めるものであります。

議案第14号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてであります。双葉地方広域市町村圏組合の共同処理を行う事務の中で、「双葉地方広域市町村圏計画の策定及び総合調整に関する事務」がありますが、平成21年3月31日をもって「広域行政圏計画策定要綱」が廃止されました。この廃止に伴い、広域市町村圏計画の策定の必要がなくなったことから、「双葉地方広域市町村圏計画の策定及び総合調整に関する事務」を削除するものです。

議案第15号 双葉町副町長の選任についてであります。現在副町長の職につかれております齊藤実氏が、本年3月31日をもって4年間の任期が終了することから、再任の要請を行ってまいりましたが、本人の希望により治療に専念したい旨の申し出を受け、退任する意思がかたいことから、次期副町長について検討を進め、このたび井上一芳氏を選任することについてご提案申し上げます。

井上一芳氏は、現在の東日本電信電話株式会社の前進でありました日本電信電話公社に入社以来、いわき支店長を経てNTTコムウェア東北支店長を初め東北地区の電話通信事業にその手腕を振るわれた後退職され、平成20年4月からは社会福祉法人双葉町社会福祉協議会の事務局長の役職につかれ、地域の福祉の充実に尽力されております。

人格、識見ともに周囲が認める方でありまして、強固な意思、すぐれた洞察力など、本町の副町長としての資質は備えており、今後の町行政の発展に向けて活躍していただけるものと考えております。よって、井上一芳氏を副町長に選任することについて、議会の同意を賜りますようお願いするものであります。

議案第16号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出それぞれ256万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は58億3,720万3,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、町民税の法人分、固定資産税の償却資産など合わせて2,454万円を追加いたしました。

地方譲与税は、自動車重量譲与税の減により250万円の減額、また地方消費税交付金も210万円の減額となりました。

分担金及び負担金は、保育園運営負担金の増などにより388万5,000円の追加、使用料及び手数料も住宅使用料の増などにより397万円の追加となりました。

また、国庫支出金及び県支出金につきましては、電源立地地域対策交付金の県補助金から国庫補助金への振りかえなどにより、国庫支出金が1億1,784万3,000円の追加となり、県支出金は1億265万円の減額となりました。

財産収入は、経済の落ち込みが影響し、「ふたばパークヒルズ住宅団地」の販売数が伸びず、727万5,000円の減額となりました。

寄附金は、子育て応援寄附金やふるさと応援寄附金などの増により50万1,000円の追加となりました。

繰入金は、公共用施設維持運営基金や公共用施設事業運営基金などの基金繰入金の減により1,925万円の減額、諸収入は高速道路関連公共施設整備助成金の減などにより1,459万5,000円の減額となりました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費は、各事業額の確定及び完了などにより538万6,000円の減額となりました。

民生費は、国民健康保険特別会計繰出金や障害福祉サービス費の増、子ども手当の減など、合わせて946万6,000円の減額となりました。

衛生費は、総合健康診査業務委託料や双葉地方水道企業団負担金の額の確定などにより1,854万9,000円の減額となりました。

農林水産業費は、各事業額の確定及び完了などにより3,010万7,000円の減額、土木費も道路整備事業、公共下水道事業特別会計繰出金の額の確定などにより1,373万円の減額となりました。

教育費は、双葉北小学校校舎耐震補強・大規模改造工事（第二期）や学校給食センター建築工事など各事業の完了などにより1億2,088万4,000円の減額となりました。

諸支出金は、今後の行政需要に対応するため、財政調整基金や公共用施設維持運営基金などへの積立金として1億6,793万7,000円を追加いたしました。

議案第17号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります、歳入歳出それぞれ672万円を減額し、歳入歳出予算の総額は7億9,992万円になります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が428万4,000円の減、国庫支出金が1,381万7,000円の減、療養給付費交付金が698万2,000円の追加、繰入金が470万円の追加となります。

歳出の主なものは、保険給付費の療養諸費を32万円追加、同じく保険給付費の葬祭費を25万円追加、共同事業拠出金を1,135万6,000円の減、予備費を356万8,000円増額いたしました。

議案第18号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります、歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、総額は179万6,000円となります。

減額理由は、歳出での役務費、森林国営保険料の清算により2,000円の減額となります。これによ

り歳入でも一般会計からの繰入金2,000円を減額するものであります。

議案第19号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出それぞれ573万円を減額し、総額は4億2,664万7,000円となります。

歳入では、下水道事業受益者負担金が100万円の追加、下水道使用料が34万円の減額、建設事業費の確定による下水道事業国庫補助及び県補助金が102万4,000円の減額、一般会計繰入金が536万6,000円の減額となります。

次に、歳出について主なものを申し上げます。下水道総務費は、下水道使用料徴収事務委託が8万円の追加、水洗便所改造資金町補助金が50万円の減額であります。下水道建設費は、旅費が7万円の減額、需用費が12万円の減額となります。下水道維持費は、需用費が15万円の減額、浄化センター維持管理業務委託料などが497万円の減額となります。

議案第20号 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。歳入歳出それぞれ2,257万7,000円減額し、歳入歳出予算総額を6億1,610万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金1,244万9,000円、支払基金交付金1,020万8,000円がそれぞれ減額となります。

歳出の主なものは、介護認定審査会費6万3,000円、保険給付費の施設介護サービス給付費100万円をそれぞれ追加し、居宅介護サービス給付費100万円を減額するものであります。

議案第21号 平成23年度双葉町一般会計予算から議案第27号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由につきましては、施政方針の中で触れさせていただきましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(清川泰弘君) 提案理由の説明を終わります。

◎動議の提出

(「議長、6番、動議」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 6番、菅野博紀君。

○6番(菅野博紀君) 双葉町議会議長に対する不信任決議(案)の動議を提出いたします。
(何事か言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 暫時休議します。

休憩 午前10時17分

再開 午前11時19分

○議長(清川泰弘君) 会議に戻します。

◎双葉町議会議長に対する不信任決議（案）の動議の取り下げ

○議長（清川泰弘君） 先ほど提出された不信任決議（案）取り下げの申し出を許可しましたので、ご報告いたします。

（「議長」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 先ほどの不信任決議（案）の動議の発言を撤回する申し入れを議長にいたします。

○議長（清川泰弘君） ただいま撤回する旨の発言がありましたけれども、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」「10番」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 動議と言ったり、発議と言ったり、私には理解のできないような提案をされた結果として、議長、これは休議をとって何十分になりますか。何時ですか、休議とったのが。

○議長（清川泰弘君） 大体……

○10番（谷津田光治君） 手続も手順もちゃんと確立したやり方を覚えてないままに、いたずらに議事を休議させて、執行部局、みんなこうやってどれだけのロスなのか。ここをよく考えて、撤回して、次どういう作業に入ってくるのかわかりませんが、これを議長はよくよく考えた中で進めてください、この議事を。何かわけわからないことをやって、これは今まで休議したという感じしかありませんからね。議場の整理権、ちゃんとやってください、議長。

○議長（清川泰弘君） ただいま菅野君から決議取り消しの許可を議会に諮るということで、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） それでは、許可することに決定いたしました。

◎委員会付託（請願）

○議長（清川泰弘君） 日程第37、委員会付託。

今定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託したので、報告します。

◎動議の提出

（「議長、6番」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 双葉町議会議長に対する不信任動議を提案いたします。

(「賛成」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) ただいま菅野博紀君から議長不信任の動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立しています。

(何事か言う人あり)

○議長(清川泰弘君) いや、賛成者はいたのでしょうか。

(何事か言う人あり)

○議長(清川泰弘君) ただいま賛成者が1人おりましたので、動議は成立いたしました。

よろしいですか。

(「議事進行」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 議事進行……

(何事か言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 私は今1人……

(何事か言う人あり)

○議長(清川泰弘君) そうですか。

(何事か言う人あり)

○議長(清川泰弘君) はい。もとい。菅野議員から議長不信任の動議が提出されました。賛成者は……。

(「2番」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 所定の賛成者がありますので、動議は成立しています。

◎日程の追加

○議長(清川泰弘君) 本動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

(何事か言う人あり)

○議長(清川泰弘君) それでは、もう一度確認します。今5人だったでしょう。

(何事か言う人あり)

○議長(清川泰弘君) ただいまの賛成者は5人です。

よって、議長不信任動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに可決されました。

◎双葉町議会議長に対する不信任動議

○議長（清川泰弘君） 追加日程第1……
（何事か言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時32分

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

先ほど日程に加えることについて皆さんにお諮りしたところ、賛成の方が5名、否とする方が5名で同数でありました。それで、私の数え間違いで、「可決しました」という発言をしましたが、事務局のほうから数を当たったら5対5で、これは可決ではありませんよという指摘がありましたので、私の「可決成立しました」という発言を取り消します。

（何事か言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

先ほどの本動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願いますと諮りましたけれども、起立同数です。議長不信任動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに議長は否といたします。

よって、議長不信任動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは否決されました。

◎散会の宣告

○議長（清川泰弘君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時36分）

平成23年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年3月9日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

11番 佐々木 清 一 君

3番 野 村 満 君

5番 岩 本 久 人 君

2番 石 田 翼 君

10番 谷津田 光 治 君

日程第2 議長清川泰弘君に対する不信任動議

散 会

○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	高野泉君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	矢内誠一郎君
住民生活課長	武内文昭君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	鈴木孝君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（清川泰弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号11番、佐々木清一君の一般質問を許可いたします。

佐々木清一君。

（11番 佐々木清一君登壇）

○11番（佐々木清一君） 改めて、おはようございます。議長に一般質問の許可をいただきましたので、通告書に準じ、町長に一般質問をさせていただきたいと思います。答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、町有財産について質問させていただきたいと思います。当町には宅地を初め山林、畑、耕地等、遊休地も含めながら、さまざまな土地を所有しております。これまでも町長は財政再建のために処分のできる場所は処分していくというような形の中で、若干の土地を民間に処分されたと聞き、それはそれとして財政のほうに少しでも寄与されているのではないかなというふうに考えております。

そこで、これは私は前にも質問しておりますが、平成19年12月議会において、町長になられて2年目かな、同じ質問をしておりますが、当時の町長は、このことについては前向きに取り組んでいくというふうに答弁されておりました。土地開発基金を利用して取得された公有財産の現在までの取り組み、管理状況、登記関係、目的変更等について3点ほど質問させていただきたいと思います。

平成18年度現在、未登記の海浜公園、山林3筆、畑14筆、耕地1筆について、現在の内容をお伺いいたします。

また、同じく土地開発基金を活用して取得した椿公園、郡山久保谷地地内の地目、田として6筆、これについても内容をお伺いしたいと思います。

次に、同じく住宅団地の代替地としての、これは尾浸沢地区の田1筆、山林1筆、これもすべて平成18年度現在未登記であるということで、これらについても現在の状況をお伺いしたいと思います。

次に、生活道路全般についてお伺いいたします。当町は、道路整備については幹線道路を初めさまざまな道路が整備されております。そして、町民の生活を初め子供たちの通学に不便をかけないように努力しておりますが、まだまだ私の目から見ても不便をかけている生活道路があります。

そこで、3点ほどお伺いいたします。現在、道路幅が狭い生活道路ですね、住宅が建っている、生活に密着している道路、これは建築基準法、消防法等に反している道路が、町・農道を含めて何路線あるのか、お伺いしたい。

次に、今後こういった道路に対して国庫補助金等、地域活性化交付金等を充当して整備する考えはあるのか、お伺いしたい。

3点目に、平成22年度3月現在、町道に認定されながら、道路台帳未整備の町道、路線番号510町道玉沢線、同じく511町道堂ノ迫上ノ台線、この2路線の現況について、また今後の方針についてお伺いしたい。

次に、大きな3点目なのですが、これは入札についてお伺いしたいと思います。当町には通常一般競争入札、金額に応じての見積もり入札等が行われていると思いますが、近年当町の入札で入札不調が数多く出てきているというふう聞いております。これらについて積算等に問題はないのか、お伺いをしたと思います。

再質問があれば、またこの席で再質問させていただきます。

以上です。答弁よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） おはようございます。11番、佐々木清一議員の一般質問の通告書にお答えします。

町有財産のおただしですが、平成18年度現在、未登記の海浜公園、山林3筆、畑14筆、耕地1筆についてのおただしであります。この土地につきましては、経済成長が右肩上がりの時代に民間活力を入れた海浜公園として整備するために、その一部として取得したものであります。その後の社会経済情勢の変化に伴い、事業に着手できずに現在に至っているものであります。地目については、山林、畑等ではありますが、共有地であるがため、相続に係る手続があり、進展しない状況にあります。また、財産管理に当たっては、未着手等事業用地台帳を作成しております。これまでの財政事情もあり、事務手続が至らなかったことをおわびいたしますが、これまでの状況もご理解をいただきたいと思います。当該事業用地は、高台から太平洋を遠望できるすばらしい景観を有しており、活用次第では町外からの誘客が可能な土地でもありますが、事業化に当たっては、土地の範囲が現在の海水浴場から細谷海岸までの広大な範囲であることに加え、これまでの財政状況、さらには今後の社会情勢から見て事業計画を変更する必要もあると考えております。平成23年度からは第4次総合計画がスタートします。財政状況もようやく回復に向かっており、この中ではソフト事業も含めた新たな地域振興

策も具現化していかなければなりませんので、本事業用地について具体的な活用を図る手法を検討していきたいと考えております。

次に、土地開発基金を活用しての椿公園、郡山久保谷地地内の地目、田6筆についての内容ですが、この土地については、土地開発基金を活用して久保谷地地内の農地を潮害から守るため、比較的塩害に強い樹木であるツバキを主体とした公園とする計画であり、未着手等事業用地台帳での管理を行っております。また、保全のための仮登記協議を行っておりますが、自治体における農地の保有は困難とのことでした。さきにご説明した内容と重複しますが、農地であるため、具体的に事業化しない限り所有権移転登記が困難なため、今日まで具体的な事務処理ができないままになっています。したがって、この土地についても、今後の土地の活用方法を具体的に策定し、所有権移転登記事務を進めたいと考えております。

次に、住宅団地の代替地としての尾浸沢地区の田1筆、山林1筆についての内容についてですが、農用地については、さきに説明をいたしましたとおり、所有権移転登記ができないままになっております。山林については、相続手続があるため、登記事務が進んでおりませんが、土地売買の事実を踏まえて登記事務が進むよう今後さらに関係者との連絡調整を図っていきたいと考えております。本事業用地も土地開発基金より取得した土地であり、台帳で管理しておりますが、全体面積が約8ヘクタールとなっており、今後の町の振興活性化を図るためには早期に新たな利用計画を策定していかなければならないと考えております。この計画地の中には、未取得地も二、三含まれておりますので、早期に新たな事業計画を立てて、この取得とあわせて未登記物件の解決を図りたいと考えておりますが、新たな予算をお願いする場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、生活道路全般についてですが、まず第1点目の道路幅が狭い生活道路で、建築基準法・消防法等に反している道路は、町道・農道を含めて何路線あるのかのおたただしですが、建築基準法の規定では、都市計画区域内において建物を建築する場合、原則として幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接することが義務づけられております。ただし、建築敷地に接する道路幅員が4メートル未満の場合、当該路線の区間を特定行政庁が指定し、かつ道路の中心線より2メートル後退した部分において建築等を制限することにより、道路幅員4メートルを有する道路とみなすことが規定運用されております。また、消防法において道路に関する規定はありません。したがって、上記法令に反している道路はありません。

次に、今後国庫補助金等、地域活性化交付金等を充当して整備する考えはあるのかのおたただしですが、建築基準法上、必要とされている幅員4メートル未満を有する路線で日常生活に支障を来している路線につきましては、今後国庫補助金等を活用しながら財政状況を勘案し、順次整備を検討してまいります。

次に、町道玉沢線及び町道堂ノ迫上ノ台線の現況並びに今後の方針についてのおたただしですが、町道玉沢1号線につきましては、平成20年3月17日に町道認定され、平成20年度舗装工事を実施

いたしました。今後の方針としましては、当該路線の利用状況を勘案しながら、整備の必要性を検討してまいります。また、町道堂ノ迫上ノ台線につきましては、平成20年3月17日に町道認定されたことを踏まえ、平成20年度には道路改良を目的として当初予算に測量設計委託料を計上したところではありますが、地権者の同意を得ることができず、やむなく事業執行を見送った経緯があります。今後の方針としましては、沿線に人家もあり、生活に密着した町道であることから、引き続き地権者のご理解を得るべく交渉を進め、整備に向けて協力していきたいと考えております。

次に、入札における設計積算についてのおたただしですが、工事費の積算につきましては、福島県土木部監修による土木工事標準積算基準、建築関係工事積算基準、土木事業単価表、建築関係事業単価表、土木関係委託設計基準・土木関係委託設計単価表にのっとり積算を行っており、適正に積算が行われているものと考えております。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 再質問しなくてもいいかなと思ったのですが、今、町長の答弁の中で、まず土地開発基金の3カ所、これは町長は平成19年の時にも同じような答弁なのですよね。財政が厳しいのはわかります、それは十分。ただ、これをそのままにしているのかどうかということなのですよ、私が怒りたいのは。町には財産をきちっと管理する、総務課の中にありますよね。登記関係を含む、そういう仕事をしながらやっていく。この土地開発基金、これは2億2,000万円だっけか、基金、そのままになっているのは。目的をきちっと変更しないと、これはなかなか思いどおりいかないということも十分わかっています。

ですので、そういったアクションをこれまでに起こしていたかどうかということなのですね。今の話を聞くと、財政が厳しいからそのままだと、それはわかっています、十分。ただ、私が平成19年度に、このことを質問したときに町長はまだ1期目でしたが、これは検討していくということになれば、もう2期目に入っています。これに対して県なりなんなり、やはり目的を変更する手続とか、そういったものについては、私は、財政的には予算の負担はそうかからないと思うのですよね。だから、そういう仕事をきちんとやっていって、そしてそういう質問をされているのですから、今現在は、こういう状況になっていますよというような答えが私は欲しかったのですよ、正直言って。ただ、財政が厳しいからやりません。それはちょっとおかしいと思うのですよね。

ですので、町長に聞きたいのは2億2,000万円、この土地開発基金があります。幾らか処分してきました。財政は厳しいです。でも、活用しなければ、土地だけあって、名前だけ残っていて、財政が厳しい、厳しい割には、そういうところをきちっととらえていないのではないかというふうに思うので、これは町長には再質問で答えてもらいたいのですが、では、これをどういうふうに今後はアクションを起こしながら担当者にやらせていくのか。私ら4月に選挙がありますから、次もいるかどうかわかりませんが、その時質問したことに対して、そのまま投げおかれたら困るのですよね。私しつこいので、そういうところはきちっとやらないと、いるうちは何回でも質問します、正直言っ

て。この辺のところをもう一度、町長、しっかりと答弁していただきたいというふうに思います。

あと、生活道路で、今反している道路はないと。4メートルは建築基準法だと、これは私もわかっています。センターから2メートルセットバックしながら、これはセットバックという言葉だと思うのですが、しながら道路の確認申請を出せばできると思います。課長はいると思いますが、そういうところは本当にゼロですか。私はあると思っています、正直言って。確認を出すにも出せないところはあります。ところが、隣の土地だから、許可してもらえなくて道路を広げられない、わきに水路が入っていました。広げられない。あるのですよね、課長。だから、そういうところをきちっと見てきていない。特にことは雪が多かったので、結構雪で難儀していた。ある程度町は奥のほうにも除雪を出してくれたということを言っていますけれども、区長さんに融雪剤をもらいに行つてふつたとか、やっているところもありました、見に行ったら。ですので、そういうところはないという答えですが、私はあるというふうに考えていますが、ないと言うのですから、信じますが、きちっと把握しているか確認します。

あともう一点、ほ場整備をこれまでやってきていますよね。ほ場整備の中に民家が建っていますよね。ぽつん、ぽつんとありますよね。ところが、そういうところは、最初からほ場整備をする時点で、民家があるのに、そのまま農道に残しているのか、町道になっているのか。町道になっているのであれば、そこを周りだけ舗装して、そこは舗装からカットしてしまうのか。そのほ場整備の中に生活道路が入っていれば、そこは町道としてきちっと認定して道路整備はしてやるのか。これは私、議員になってから、ほかの地区で何件か町道に認定してもらって、議員の皆さんの力をかりて。そして、舗装した部分もあります。ですから、これからまだほ場整備等が出てくるとは思います、そういうときに、その組み込みをできるのかどうか、答弁してください。ほ場整備の中できちんとできるのか、その辺をお願いします。

あと、先ほど言った地権者の同意がもらえなかったということで答弁いただきましたが、これは多分私だけでなく、同僚議員の皆さんいますけれども、議会の中でも、地権者の同意をもらえないところは道路は考えろと、そういう話は多分町長も聞いていると思うのですが、やはり地権者の同意をきちっともらって、その道路を新しく整備するなり、まず地権者の同意を先にもらうと、それから予算組みしろと、設計しろということは、多分議会全体の中で皆さん議員の人は知っていて、議会でも何回も言っていると思うのですよ。ですので、町道認定までしておいて、未整備ですよ、地権者の許可をいただいていませんというのは、どういう観点から、こういった形が出てくるのか、これもわかる範囲で答えていただきたいと思います。

入札については、きちっと行っているということではありますが、入札不調を繰り返してしまうと、設計変更なり、また業者の入れかえというふうになれば、それなりの経費、それとそれにかかる職員の時間的ロスも出てきますので、できるだけその辺は入札不調にならないように、そして地元の業者が、特に見積もり入札は地元業者がとれて、そして税金を払っていただくことのほうが、私は財政の

ほうもいいと思いますので、その辺については、町長、もし何か考えがあれば、そこをお答えください。先ほどのやつを再度答えていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

まず、町有財産について全体的なお話をいただきました。要するに取得しておきながら、何の手だてもなかったということでございますが、確かにそのままにしてきた事実もございます。しかし、だんだんと今利用価値が見えてきましたので、今後スピード感を持って臨みたいと、そんなふう考えております。そのことで予算要求をさせていただく時期も来るのかなと、そんなふうにも考えておりますので、反省の上に対処していきたいと、そんなふう考えております。

ほ場整備したところの農道を町道に組みかえということでございますが、これもほ場整備して、もう終わっていますので、当分道路の形状は変わらないと思いますので、その辺は箇所づけを調べて対応してまいりたいと考えております。

あと、町道に認定しておきながら同意を得られないということでございますが、まことに地元の区長さんに大変お骨折りをお願いしたのですが、余り多くない方なのですが、同意を得られなかったということで、現在そのままになっておりますが、また再度同意を得られるような取り組みをして、せっかく認定をさせていただいて、そして生活道路として整備したほうがいいなと私も思っておりますので、今後なお積極的に交渉に当たるようにしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 今、町長から、今後積極的に、前向きに進めていくということで、答弁をいただきましたので、進めていただけるものと信じていますが、時間がたってしまうと、日にちがたってしまうほど、これは確かに土地については、特に農地については、町は取得することができないというのはわかっていますけれども、世代交代になってきているのですよね、皆さん。世代交代でも一筆もらってればいいのだと、そういうふうに説明するかどうかわかりませんが、ただ、土地そのものが昭和の時代に取得しているのですよね。もう20年以上たっている土地もあるのですね。そうなってくると、中には昭和58年に、久保谷地なんてね。もう世代がかわっていますよね、完全に。そうすれば、これから手続上、費用もかかってくると思うのです、置けば置くほど。前にもありましたが、ほかで町道になっていきながら、未登記のために何年もたって、書類をもらいに行ったら、部分的には町が買収していなかった道路が道路として出てきてしまったと。結局世代がかわっていて、判こをもらうのに苦労した。職員も何回も通う。本当に無駄なことだよね。そういうことが、これからも出てきてしまう。もう一点は、名前は言いませんが、寺沢地区なんかもそうでしたよね。当時この平米だったというのが、今になったら、当初はもっと大きかった。差額を出してくれといいながら、なかなか登記してくれなかった地主さんもいました。そういうことの繰り返しが出てきてしまうので、私言っているのは、早目にそのことを考えていかないと、財政が厳しい、厳しいといいながら、そう

いうところでロスを食ってしまう。職員もロスを食う、そういうことも出てしまうので、これをきちっとやってほしいということです。

それで、最後なのですが、これで終わりなのですが、今言ったことで、町長には答弁してもらいたいのですけれども、現在ほ場整備、終わった地区にも若干あるみたいですが、これからやる場所もあるみたいですね。そういうときにも、そのことについてしっかり取り組みながら、町のほうでかわっていくでしょうから、そういう生活道路に対して、どういうふうな対処をするかということ、その計画の中にきちっと入れていただきたいというふうに考えますので、その辺だけ答弁いただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

まず、双葉町が町として抱えている未登記の問題、全体的にできるところからスピード感を持ってやっていきたいと思っております。

ほ場整備について、今後計画されている地区がございますので、そこについては、まずもって問題があるのかなのか。もしあれば、そのような生活道路についての取り扱い、これも検討課題のほうに入れるように指示してございます。

○議長（清川泰弘君） 通告順位 2 番、議席番号 3 番、野村満君の一般質問を許可いたします。

野村満君。

（3 番 野村 満君登壇）

○3 番（野村 満君） おはようございます。議席ナンバー 3 番、野村満でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に沿って順次質問をさせていただきます。

まず初めに、1 件目の町税等徴収率向上対策についてですが、県内自治体において市町村税の期限内納入率の低下や滞納額が年々ふえてきているという実態が報告されております。町税等徴収率アップを目指した取り組みが検討されてきている中で、本町の取り組みについてお伺いいたします。条例制定や店舗への手数料など自治体負担の検討も必要であると思われるが、税徴収率向上を目指すことから、コンビニエンスストアで24時間対応可能な方式を取り入れる考えはあるのかどうか、お聞かせください。

次に、2 件目の行政サービスについてですが、住民の利便性向上のための行政サービスについてお伺いいたします。コンビニエンスストアで住民が時間に制限されず、住民票の写しや印鑑証明書を取得できる行政サービスを行う考えはあるのかどうか、お聞かせください。

3 件目、有害鳥獣の実態と対策についてですが、近年、有害鳥獣、特にカラスやイノシシによる農地や農作物への被害が拡大してきており、自然環境の破壊、進行が心配されています。本町における被害の実態と対策について 8 点ほどお伺いいたします。

1 点目、有害鳥獣（カラス、イノシシ）の過去 2 年における農作物の被害状況について、有害鳥獣

名別に被害作物名と被害面積の実態をお聞かせください。

2点目、被害対策のため、町有害鳥獣被害対策会議及び有害鳥獣対策地区説明会等の実施状況をお聞かせください。

3点目、有害鳥獣、特にカラスやイノシシの被害が拡大していることに対する危機意識と対策をお聞かせください。

4点目、町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊並びに町鳥獣被害防止対策協議会の組織体制及び活動状況をお聞かせください。

5点目、有害鳥獣（カラス、イノシシ）の被害対策資材購入に係る過去2年の助成状況について、資材名、件数及び助成金額をお聞かせください。

6点目、町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊組織補助金以外で捕獲に応じた助成措置は講じられているのかどうか、お聞かせください。

7点目、町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊員の高齢化で、今後の組織の弱体化が心配されます。組織の維持、増強のため、本町としての対策をお聞かせください。

8点目、将来、有害対象狩猟鳥獣捕獲隊員の減少が予想されますが、隣接町村との組織の再編や連携していく考えはあるのかどうか、お聞かせください。

以上についてのご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 3番、野村満議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

町税についてですが、コンビニエンスストアで24時間対応可能な方式を取り入れる考えはあるのかとのおたただしですが、長引く景気の低迷や三位一体改革に伴う税源移譲などにより、地方税の収納確保は困難をきわめており、徴収率向上にはさまざまな対応が要求されています。税の収納率を向上させるために各自治体では多様な納税方式を取り入れております。コンビニエンスストアでの納付方法もその一つであります。手軽で24時間納付できることから採用する団体がふえています。一方、コンビニエンスストア納入を導入する際に、初期導入費用に多額の経費がかかり、利用料金が高く、入金から収納までの時間がかかるなどの問題点があり、現時点では現在利用している口座振替の利用率を高めながら、動向を見きわめる必要がありますので、今のところ導入する考えはありません。

次に、住民の利便性の向上のための行政サービスについて、コンビニエンスストアで住民が時間を問わず住民票の写しや印鑑証明書を取得できる行政サービスを行う考えはあるのかとのおたただしですが、コンビニエンスストアでの交付は、住民基本台帳カードで本人確認を行うことにより、当町以外のコンビニエンスストアでも証明書の取得が可能となることや、開庁時間帯以外でも証明書の取得が可能となることなど、一定の利便性の向上が見込まれますが、コンビニエンスストア交付の利用に当たっては、ICカード標準システムの導入や証明発行サーバー機器の導入、作業費用など多大

な経費が発生することとなります。システム導入費用については、助成事業もありますが、証明対象が住民票の写しや印鑑証明のみであることから、町単独での導入は、まだ早いものと考えますが、今後近隣市町村の動向を踏まえ、検討していきたいと考えております。

次に、有害鳥獣、過去2年における農作物の被害状況について、有害鳥獣名別に被害作物名と被害面積はというおただしであります。平成20年度鳥獣による被害は、イノシシ等の獣類では水稲、ジャガイモ、ハウレンソウ、サツマイモ等で、被害面積は1.4ヘクタール、カラス等の鳥類では果樹等で被害面積が1.4ヘクタールとなっております。平成21年度鳥獣による被害は、イノシシ等の獣類では水稲、ジャガイモ等で被害面積は0.5ヘクタール、カラス等の鳥類では果樹等で0.3ヘクタールとなっております。

町有害鳥獣被害対策会議及び有害鳥獣対策地区説明会等の実施状況はとのおただしであります。双葉町鳥獣被害防止対策協議会では、平成22年度に鳥獣を寄せつけない環境づくりに向けた整備を図る目的で、平成22年7月26日から8月5日の間、6行政区で鳥獣被害対策に関する説明会を実施いたしました。有害鳥獣（カラス、イノシシ）の被害が拡大していることに対する危機意識と対策はというおただしであります。イノシシ等による農作物被害が年々増大していることから、双葉町としても鳥獣被害の軽減を図るために双葉町鳥獣被害防止対策協議会、双葉町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊と連携を図り、鳥獣に関する情報の共有、被害対策の啓発活動、地域住民がみずから農作物を守る意識を持っていただくための活動を実施しています。

有害対象狩猟鳥獣捕獲隊並びに町鳥獣被害防止対策協議会の組織体制及び活動状況はというおただしであります。双葉町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊は11名で、5月から10月までに101日間出動し、イノシシ10頭、カラス106羽、カルガモ41羽を捕獲いたしました。また、双葉町鳥獣被害防止対策協議会は平成20年7月に設立し、現在に至っております。協議会の委員構成は、狩猟者、農林業、自然保護団体、行政区長等の11名に加え、国、県の関係機関にオブザーバーとして指導をいただいております。活動状況であります。鳥獣被害対策のパンフレットの配布、狩猟免許試験の案内等の周知、鳥獣に関する被害状況の情報収集及び啓発活動を行う双葉町鳥獣被害対策指導員の育成、捕獲機材の導入、緩衝帯の整備に対する資材提供も行っております。

有害鳥獣（カラス、イノシシ）被害対策資材購入に係る過去2年の助成状況について、資材名、件数及び金額はというおただしであります。平成20年度は、電気さくネット購入に対する助成では、件数は23件、助成金額は40万9,300円、平成21年度につきましても電気さく、ネットに対する助成で件数は20件で、助成金額は38万4,500円となっております。

町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊組織補助金以外で捕獲に応じた助成措置はというおただしであります。助成措置は行っていません。

町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊員の高齢化で、今後の組織の弱体化が心配されるが、組織の維持、増強のため、本町の対策はというおただしであります。双葉町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊は、現在隊員11名

で捕獲等を実施しておりますが、捕獲隊も高齢化が進み、存続は年々厳しくなるものと予測されます。このため、狩猟者の担い手不足等に歯どめをかけるためには狩猟税の軽減等特例措置を設けていただくために国、県への働きかけが必要であり、また町独自としてイノシシ等捕獲に対する助成制度の創設について検討すべきものと考えております。

将来、有害対象狩猟鳥獣捕獲隊員の減少が予想されるが、隣接町村との組織の再編や連携はというおただしであります。当町でも隣接町村との連携を考えておりますが、いろいろな課題、関係機関等の調整も必要となりますので、今後福島県並びに隣接町村の動向を見ながら検討してまいります。

○議長（清川泰弘君） 3番、野村満君。

○3番（野村 満君） ご答弁ありがとうございました。関連して何点か質問をさせていただきます。

今コンビニエンスストアでの収納は、今のところ考えていないというようなことでございますが、去る12月23日の民放新聞社の調査報告によると、コンビニエンスストアでの収納については、現在6市町で実施していると言われております。県内21の市町村が導入を検討する方向にあるとも言われておりまして、近隣町村ではことし4月から楡葉町と富岡町が実施の予定で、大熊町、浪江町、川内村の3町村が前向きに導入を検討していると報じられております。

なお、葛尾村においても、行政サービスを宣言する条例を制定すると聞いております。その背景には、先ほど申し上げましたように住民の生活様式が多様化していることを踏まえ、24時間対応可能な方式を取り入れて収納率アップを目指すものでありまして、本町も、この流れに乗り遅れないように検討すべきだと思います。郡内町村では、本町と広野町が導入の有無が不明なようでしたが、再度、今後の本町の対応をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

それから、2件目の行政サービスについてでございますが、これも経費もかなりかかるというようなことで、昨年4月から相馬市においてもコンビニ交付がスタートしたと聞いております。交付手数料などの問題と、導入するに当たって住民基本台帳カードが必要でありまして、先ほどお話がありましたようにシステム上の問題も出てくるものと、こういうデメリットもあると思いますが、先般本町で約1,200万円ほどで導入した戸籍電算化システム機器、交付がスピーディーになると言われておりますが、コンビニ交付対応システムとリンクでき、オンラインが可能なものかどうか、お聞かせください。

それから、3件目の有害鳥獣の実態と対策についてですが、ただいま過去2年における有害鳥獣名と農作物への被害状況をお聞きしましたが、将来自然環境を破壊するだけでなく、住宅密集地に出没したり、交通事故の被害も当然出てくるものと推測されます。このような有害鳥獣対策を農家のみならず広く住民に理解いただく必要があると思います。害獣、イノシシは偶蹄類、豚と牛の類でございます。農作物の被害のみならず今マスコミで騒がれている口蹄疫などの伝染病感染が心配されますので、二面的な防除が必要であると思います。したがって、専門家による講演、さらにはチラシや広報での周知徹底を図り、もっと重点的に行ったほうが、より効果的と思われるが、そういう考えはあ

るのかどうか、お聞かせください。

助成措置をお聞きいたしました。町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊の個別の補助はないということですが、今、町の有害対象狩猟鳥獣捕獲等の許可事務取扱要領によると、狩猟やわなの捕獲の許可制限が定められています。狩猟よりわなによる捕獲が多いと聞きますが、わなが壊れると修理はなかなか難しいそうでございます。新しく調達した場合、普通のわなで1個5,700円ぐらいすると言われております。捕獲隊員個人の所有のわなに対する助成と対応をお聞かせください。

お話のように有害対象狩猟鳥獣捕獲隊員が高齢化により減少していることは否めません。増員を目指すことから、狩猟やわなの免許の取得を奨励する考えはあるのかどうか、お聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 野村議員の再質問にお答えいたします。

コンビニ等を利用した各種料金の徴収については、先進地の利用状況を確認したいなというところがあります。水道料金についても、そのような取り組みを検討しておりますけれども、その費用対効果という部分も含めて、今私どもが大変悩んでいるのは、コンピューターシステムを導入するのはいいのですが、その後の維持費が大変重荷になっているのが現状であります。これは質問からはちょっと外れるかもしれませんが、役場の東邦銀行のATMが撤去されました。何とか置いていただくようお願いはしたのですが、コンピューターの維持管理の費用が莫大だということで、100人以上の利用者がいないと、県内いろいろなところから今撤収しているのだという話があって、設置継続がかなわなかったのですが、導入することは可能なのですが、その陰に隠れている維持費が、毎年管理業者に持っていかれる費用が莫大になるものですから、先進事例の動向を見きわめて、そしてそれらが有効だと思ったときには、やはり当町も導入すべきというふうに考えてございます。

あと、今言われました、今度導入する戸籍の機械でございますが、1,100万円ぐらいの予算でございます。これはリンクできないようになっております。当町だけのシステムでございまして、リンクできませんので、外部には情報として出せませんので、コンビニとの使い方は難しいと考えております。

あと、有害鳥獣対策ですが、隊員の皆さんには大変苦勞していただいております。それほど高くない費用の中で、みんなが休んでいる土曜日、日曜日に出てきて、本当に一生懸命取り組んでおられるわけでございますので、頭の下がる思いでございます。町としては、やはり身近な部分で、できるだけわなの免許を取得していただいて、みずからわなをかけられるようなというようなことで、職員には指導して、町民の皆さんの理解を深めるような取り組みはしておりますけれども、これにもなかなか応募していただけないのが現状であります。ただ、わなを仕掛けるのとは、かかった場合のとどめを刺すのは、これは大変危険ですので、狩猟者にやっていただかないといけません。この辺の連携も大変重要でありますので、先ほども言いましたけれども、狩猟免許等を維持するためにも非常にお金

がかかっております。狩猟者の方が言うには、これを維持するためにどのぐらい金がかかっているのだ、町長なんてよく言われるのですが、大変苦勞されて免許の取得、継続されているのですね。

これらも考えていかないと、今後だれもやってくれなくなるのではないかと。そんなふうを考えておりますので、これは可能な限りふやしてもらおうとか、ふえてもらおうとか、多くの町民の皆さんに理解していただいて、みんなで退治できるような取り組みを、まだまだ形にはまらない、新しい中でやっていかなければならないのかなと、そのようにも考えております。ちょっと常設のえさ場というのを考えてみて、それに対するわなの置き方とか、そういうことも今後考えていきたいなど。私自身もそういうことを考えて、暇があったときには、ちょっとそういうわなの仕掛けといいたいでしょうか、習性を見ると、そういったことをやってみたいなど、そんなふうを考えております。もっともっと多くの町民の皆さんに周知をして、そして参加していただきたいと考えております。

それと、わなの修理ですね。これはなかなか無理と言われております。したがって、五、六千円かかるということですので、これについては何かの形で、町のほうで考えるべきかなと、そんなふうを考えております。

(何事か言う人あり)

○町長(井戸川克隆君) 産業振興課長のほうから説明させます。

○議長(清川泰弘君) 産業振興課長、大橋利一君。

○産業振興課長(大橋利一君) 野村議員の再質問についてご説明いたします。

鳥獣害防止に対する意識の高揚だと思っておりますが、専門家による講演、それから周知ということでございますけれども、町内の被害防止対策協議会という組織もございますので、そういう中で県とも協議しながら、その辺について、どういうふうに取り組んでいくかということも検討してまいりたいと思います。

○議長(清川泰弘君) 3番、野村満君。

○3番(野村 満君) 最後に1点だけ。去る今年の11月15日に私の行政区において町民と語る会というような会議がございまして、その席上でも、このイノシシ対策について意見が交わされました。町内の環境が、ますます深刻な問題でございまして、町長に取り組む姿勢を再度お聞きし、質問を終わらせていただきます。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 野村議員の再々質問にお答えいたします。

まさにこのイノシシの問題は町の問題というふうを考えております。また、全国的な問題というふうにとらえております。そんな中で、効果が出てきているという一つの例を申し上げますと、緩衝帯ということが、やってみると効果が出てくるのかなというような声もございまして。それで、今ある地区でございまして、緩衝帯をみずから地区でつくるという取り組みをされております。そして、そのために燃料とか、あるいは草刈り機の刃とか、そういったものの提供はさせていただいております。

まだまだこれは、ある地区の熱意ある行動なのですが、その緩衝帯の取り組みも検討しながら、さらにまたもっと効率的にとれる方法を講じてまいりたいと思っております。箱わなもだんだんとなれてきたというか、そういうことで、ウリボウも入るようになったということで、報告を聞いておりますので、技術的にまさっているのは、114号線の塩浸のところにある方が年じゅうとっているのです。あの方が、この辺では一番効率よくとられています。あの方たちとの交流も図りながら、捕獲隊のほうでは研究されているようですので、いろいろと工夫を重ねてまいりたいと考えています。

○議長（清川泰弘君） それでは、続けます。

通告順位3番、議席番号5番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

岩本久人君。

（5番 岩本久人君登壇）

○5番（岩本久人君） こんにちは。議席番号5番、岩本久人です。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました質問通告書に沿って大きく2点ほど質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、大きな1点目ですけれども、保育施設の充実強化についてお伺いいたします。昨今の少子化や核家族化による育児環境の変化、景気の低迷や女性の社会進出による共働き家庭の増加など、子供たちを取り巻く環境の変化に対応した多様な保育サービスの充実が求められております。本町においても行政、家庭、地域が一体となり、次世代を担う子供を安心して産み育てることのできるまちづくりを推進するために平成22年3月、双葉町次世代育成支援後期行動計画を策定し、きめ細かな子育て支援策が計画されております。その中にも記されておりますが、多様な保育サービスの充実と幼保連携の促進とありまして、具体的な施策に保育施設の機能強化と記され、町内の社会福祉法人保育園の施設の老朽化や定員超過に対しての施設整備を促進するとともに、入園待機児童の解消を目指すことと記されております。本町の保育園では、例年定員を超過し、待機児童が発生する状況と園舎の中には築56年が経過する老朽化による耐震性が極めて劣る建物もあり、園児が危険にさらされ、保護者の皆さんも不安な思いをしている現状であります。

そこで、3点についてお伺いいたします。1点目、例年定員を上回る入園希望状況を町としてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、待機児童をゼロに解消するための方策をどのようにお考えか、お伺いいたします。

3点目ですが、施設の老朽化に伴い、安全、安心な新たな施設整備が急務と思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

続いて、大きな2点目でありますけれども、公営住宅の現状と今後についてお伺いいたします。公営住宅法の目的は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することと記され、制定から60年が経過いたしております。高度経済

成長期に建設された住宅の多くは老朽化が進み、大量のストックを抱え込み、建てかえの必要性に迫られている状況であります。本町でも町営住宅が現在236戸のうち昭和30年代、40年代に建設された、国が定めた耐用年数30年を経過した木造住宅は46戸、西原住宅を含めると76戸、全体の30%以上を占めております。著しく老朽化が進み、かつ居住者の高齢世帯が増加するなど、安全、安心な暮らしに影響を及ぼす状況であります。

そこで、3点についてお伺いいたします。1点目は、今現在の町営住宅の入居状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目は、現在の町営住宅の現状はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目は、本町の公営住宅の今後の住宅政策はどのように進められるのか、お伺いいたします。

大きく2点について質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 5番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、保育施設の充実強化について、定員を上回る入園希望状況をどう考えるかとのおたただしですが、現在町が児童福祉法に基づき保育の措置をしている保育園の定員は100名となっております。社会経済の情勢の変化や核家族化など、家庭、家族環境の変容によりまして、平成22年度当初におきまして定員を上回る入園の申し込みがありました。本町では、このような状況をかんがみまして、厚生労働省児童家庭局保育課長通知、保育所への入所の円滑化について等の規定に基づきまして、定員を超える児童への受け入れ措置について保育園へ依頼し、受け入れていただいている状況でございます。しかし、こうした措置を行っても、まだ待機児童がいるのが現状であります。定員を上回る入園希望者問題は全国的な問題です。このため町としては、国などの議論の行方を確認しながら、最善の方法を検討しなければならないと考えております。

次に、待機児童を解消するための方策はとのおたただしですが、前の答弁と重複する部分がございますが、町といたしましては、今年度も厚生労働省児童家庭局保育課長通知などに基づき定員を超える児童受け入れについて保育の措置をしています保育園に依頼し、受け入れをいただいておりますが、施設の問題等から、なかなか待機児童の解消までには至っておりません。現在のところの方策としまして、担当者が申込者からの保育に関する相談に応じ、さまざまな助言などを行っておりますが、今後とも町としまして継続して待機児童を解消するための方策の検討をしてみたいと考えております。

次に、老朽化に伴い、安全、安心な新たな施設整備が急務と思うが、町としての考えはとのおたただしですが、町は児童福祉法第24条及び双葉町保育の実施に関する条例の規定により、保育に欠ける児童を保育所において保育することとなっております。ご指摘のとおり、お子さんをお預かりする保育施設の安全、安心な施設の整備につきましては、当然ながら重要な課題であると認識しており

ます。岩本議員もご存じのとおり、町は大変厳しい財政運営を強いられている中で、町民の皆さんに我慢をしていただきながら、借金の返済をしているところでございます。私も、この問題に心を痛めており、一日も早くこたえられるように努力してまいりますので、ご支援をいただきたいと思っております。

公営住宅について。町営住宅の入居状況についてのおただしであります。現在町で管理している町営住宅は236戸で、このうち現在入居している住宅は211戸となっております。

次に、町営住宅の現状ですが、管理している住宅の内訳を申し上げますと、木造づくりが100戸、簡易耐火構造づくりが40戸、耐火構造づくりが96戸となっております。また、236戸のうち耐用年限を既に経過している住宅が46戸、耐用年限の2分の1を経過している戸数が88戸となっております。

次に、本町の今後の住宅政策についてであります。本町の町営住宅は昭和33年度に建築された大畑住宅を初めとして平成8年度までに合計248戸が建てられました。その後12戸が老朽化のため取り壊され、現在の236戸になっています。現在の町営住宅は、町世帯数の8.6%を占めており、老人世帯や母子世帯などの住宅確保に寄与していることなどから、セーフティーネット機能の拡充と定住人口確保のため、今後も一定の住戸数を確保していかなければならないと考えております。このため住宅の改修等を逐次行っていく予定ですが、特に前田団地の96戸は、昭和52年度から昭和58年度に建設されており、古いものでは33年が既に経過しております。耐火構造の建築物は、耐用年限が70年とされていることから、今後も継続して使用するために年次計画を作成しながら改修工事について検討していきたいと考えております。入居されている方々に不便をかけないよう心を痛めておりますが、改修等の費用に電源交付金などは使えず、一般財源となることから、現在大きな修繕ができなくて困っています。早く何とかしたいと思う気持ちは同じであります。

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） ただいまはご答弁、ありがとうございました。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

保育施設の件でございますけれども、待機児童の解消、定員を上回る状況をどのようにお考えかということで、これといった待機児童をゼロにする対策は、今のところ、なかなか難しいようでございます。国の待機児童解消のため、保育所への入所の円滑化についての一部改正というのがありまして、これはたびたび改正されているのですが、募集をして、年度当初は15%まで弾力的に増員すると。また、年度途中の5月のころには25%の範囲は認めるということで、本当に弾力的な定員の状況ということで、図られていたのですけれども、平成22年2月17日に厚労省によると、またその一部改正がありまして、弾力的運用の範囲が廃止されたということで、定員超えの実施が行われる場合には、保育所の受け入れ態勢を整えることと改正されたようでございます。端的に言いますと、詰め込みはだめだというようなことではないかなと思っております。定員オーバーの車で、道路交通法に違反するようなことだというふうに私は思っております。このことについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

私立保育園の定員に対する保育室の面積なのですけれども、1人当たりの面積基準というのがありまして、_____保育園の保育面積というのが101名程度の定員でありまして、園舎としては余裕がない状況だということをつけ加えさせていただきたいと思います。

それと、浪江町の私立保育園でありますけれども、これはちょっとお話をしたいのですけれども、このほど園舎敷地内にゼロ歳から1歳までの保育施設が増築されて幼保一元化の認定こども園をことし4月より開所いたしました。定員は60名だそうです。これは平成20年に造成された国の子育てサポート事業の安心こども基金を運用して整備したようです。しかし、このような基金も事業者が申請するのではなくて、市町村が県へ協議書を提出しなければならないそうです。本町の_____保育園は、昨年ゼロ歳から……

○議長（清川泰弘君） 岩本議員、固有名詞は出さないでください。私立でいいですから、園の固有名詞を出さないで……

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

固有名詞を出さないということで、後から質問される方にも、通告書にもありましたので、それは固有名詞はうまくないということで、削除していただきました。

ただ、今の岩本君の質問の中では、通告書にはなかったのですけれども、先ほど2回ほど出まして、私もタイミングを失いまして、後からとめたわけですけれども、その固有名詞について削除をしていただきたいと思いますけれども、あなたの考えで。どうですか。

（何事か言う人あり）

○議長（清川泰弘君） ちょっと待ってください。休議を戻したのだから、岩本君。

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時23分

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） ただいまの再質問の中で、固有名詞ということで、「_____」という名称を出したことに對して、この部分を削除することを申し入れます。

○議長（清川泰弘君） もう一点。

○5番（岩本久人君） 隣町については、これは私は例に出しているのであって、その後の質問の流れを聞いていただきたいというふうに私は思っているのですけれども、それはよろしいでしょうか。

○議長（清川泰弘君） 今、岩本君からの固有名詞の削除の申し出がありましたので、これを許可します。

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 本町の保育園は、昨年ゼロ歳から1歳用の園舎を増築されました。共働き夫婦にとって保育休暇後のサポートとしての需要が高い保育であります。現在35名預かっているそうです。もちろん園の自助努力というのも、民間ですから、必要なことは十分承知しております。当然だと思えます。ただ、ゼロ歳児から1歳児まで保育するには、保育士1人に対して3人の子供を見なければならぬ、大変な保育でございます。町としても定員増の見直しというものも考えてはいるというふうに思いますが、こういった国の施策もござります。そういったものを利用して、老朽化対策を講じていくかどうか、その辺もちょっとお聞きしたい。というのは、災害はいつやってくるかもわかりません。大変危険な状態であります。双葉町は、教育施設も本当に充実強化しております。北小学校の耐震補強も終了いたしました。次年度には南小学校も始まりますし、年次計画で充実を図っていくわけでありまして、こういった町の施設とは違いますが、補助している保育園に對しての、これからの支援について、改めてお伺いしたいというふうに思っております。

公営住宅についても、ちょっとお伺いしたいと思います。町営住宅の入居状況をお聞きしましたけれども、現在空き家もあるのですね。空き家が23軒だと思えます。ことし前田住宅と町西を取り壊しておりますので、空き家が13軒あると思えますが、今年度の入居希望者は何名いたのかは、数値は確認しておりませんが、入居の希望者がいる限りは可能な限り修繕をして、入居希望者に支援していくべきではないかなというふうに私は思うのでありますが、再度お伺いしたいと思います。

また、逐次老朽化した町営住宅を取り壊しておるのですけれども、跡地をどのように管理していくのか。また、利活用の計画があるのかどうか、その辺のところもお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再質問にお答えいたします。

保育園のあり方について、双葉町の保育園は一生懸命頑張っておられて、子供たちのために大変努力されていることは重々理解をしております。行政のできる範囲と、町営であればいろいろとまた可能であります。民間でありますので、その辺も踏まえた中で、今後ご支援をしていきたいと、そん

なふうにも考えております。

住宅の入居に関しては、今郡内においてアパート不足というふうに言われております。これは双葉町の人口増対策に対する取り組みとして本当に喫緊の課題であるというふうにとらえてはおりますので、住民の皆さんがふえることは大変好ましいことですので、可能な限り力を尽くしていきたいと、そんなふうを考えております。

跡地利用については、今のところ具体的な考えはありません。

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） どうもありがとうございました。

最後になりますけれども、町営住宅、過去にも整備しながら、地代を払いながらも事業が進まず、塩漬けの状態の所有地がありました。現在は、地代は払っておりませんが、整備が進まなかったのは、当然財政が厳しいのが一番の原因であるのは重々承知しております。高齢者世帯が多くなってきて、これは無縁社会などと言われる今日、地域のきずな、かかわりというものが大切になってくるわけでありまして、ぜひとも安心して住める町営住宅の整備を検討していただきたいというふうに思います。

また、保育施設でありますけれども、_____保育園の年間の……

○議長（清川泰弘君） 岩本君、注意してください。

○5番（岩本久人君） はい。発言を取り消させていただきます。

年間行事を見ますと、本当にさまざまな取り組みをしておりますね。お誕生日会とか、春の遠足、花まつり、七夕まつり、運動会、秋の遠足、防火パレードなどもやっております。町の行事にも積極的に参加をしております。その中で、この保育園では毎月避難訓練をやっております。子供たちは、そういう思いをしながら保育園に通園しているわけでありまして。私は、町管理の幼稚園も、そして私管理の保育園も同じ子供を預かっているわけですから、どちらも大切だと思っております。町長も幾たびか幼稚園、保育園のあいさつの中では、子供は町の宝だというふうにおっしゃっております。ぜひとも双葉町の未来を担う、そういう子供たちが安心して学べるような、そういう施設を提供してあげたいなというふうに思っておりますので、最後に町長のご所見をお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

住宅で全く動きのないところがあります。これは最近ちょっと利活用についての検討をこれから始めることとなりますので、これは相手もあるものですから、その相手の都合に合わせて利活用を図っていきたいと考えております。保育園についての思いは、岩本議員と全く同じでございます。そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 15分間休議します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

（「議長、5番」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 5番、岩本久人君。

○5番（岩本久人君） 先ほどの私の一般質問の中で、保育施設の充実強化について、議場での不適切な文言がございまして、たびたびありまして、改めて取り消しをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） どの部分を取り消しですか。

○5番（岩本久人君） 双葉町の保育施設、_____と申し上げたところを削除していただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） ただいま岩本議員から削除の申し出がありましたので、これを許可することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） それでは、削除いたします。

○議長（清川泰弘君） 通告順位4番、議席番号2番、石田翼君の一般質問を許可いたします。

石田翼君。

（2番 石田 翼君登壇）

○2番（石田 翼君） 議席ナンバー2番、石田翼でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

1つ目、社会福祉法人で経営されている保育園について2点ほどお伺いをいたします。

まず1点目、今年度の待機児童、これは福祉のほうに申し込まれた時点での人数、待機児童は何人ぐらいいるのかということでございます。

2つ目、現在、老朽化が大変進んでいる園舎ということで、親御さんたちも安心して安全に預けるのが一つの目的かというふうに思っているようでございます。そんな中で「安心こども基金・待機児童ゼロ」の補助金の利用ができる、国の施策があるとされておりまして、町としても考え方があればと思いますが、町長としての所見をお伺いいたします。

2つ目、公共下水道について。当町の公共下水道接続率は、平成22年3月現在において82.5%になっているということでありまして。この公共下水道に該当する区間内の家庭においては速やかに接続を

進めていかなければならないということですが、以下の下記についてお伺いをいたします。

1点目、いつまで公共下水道接続の期間なのか。今後接続しなくて、そのままがいいのか、お伺いいたします。

2つ目、今後接続できない地域、下水道の区域外の家庭に対して地域の方が、我々は恩恵を受けていないのだというように聞かれておりますけれども、今後恩恵が受けられるのかどうか、お伺いいたします。

3点目、原発の増設についてであります。現在プルサーマル、そして新検査制度も決まりまして、町民の関心が高いわけでありまして。町民ばかりでなくて、双葉地方、相双地区、この増設があれば経済効果が大変あるのではないかとというふうに期待をされているところであります。7号機、8号機の増設はどうなっているのか。思い起こしてみれば、間もなく4年前になりますか、この議場において双葉町では増設の凍結解除をされました。そんなこともありますので、その増設はどうなっているのか、ひとつお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 2番、石田翼議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、社会福祉法人で経営されている保育園について、待機児童は何人くらいいるのかのおただしであります。厚生労働省が定時に実施している保育所入所待機児童数調査で、本町が報告しております待機児童数につきましては、平成22年4月1日現在で12名、平成22年10月1日現在では3名となっております。

続きまして、現在老朽化が進む園舎について「安心こども基金・待機児童ゼロ」の補助金の利用ができる国の施策があるので、町としても考えなければと思っております。町長としての所見をお伺いしたいとおただしであります。安心こども基金による事業の補助金につきましては、既存施設の定員の増員を図るための保育施設の整備等に利用できるとされております。該当する事業は、安心こども基金事業のメニューのうちの保育所等緊急整備事業になると考えられ、本事業の補助率は国が2分の1、市町村が4分の1、事業者負担が4分の1となっております。当然ながら、事業実施に当たっては、町の負担分を財源として電源交付金は使えず、一般財源となるため、現在負担するのが大変困難な状況であります。

公共下水道について、まず第1点目の、いつまで公共下水道接続の期間なのか。今後接続しなくてもいいのかのおただしであります。下水道法第10条第1項で、「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない」と規定されております。

なお、処理区域内におけるくみ取り便所から公共下水道への接続は、下水道法第11条の3第1項で、供用開始の公示日から3年以内に行わなければならないことが規定されております。

次に、今後接続できない地域の家庭に対して恩恵があるのかとのおたただしであります。当町においては、双葉町水洗便所改造費の助成に関する要綱、双葉町水洗便所改造資金融資あっせん要綱及び双葉町水洗便所改造資金利子補給要綱が制定されており、下水道処理区域内における水洗便所改造工事に必要な資金の助成、資金融資のあっせん並びに改造資金に係る利子補給などをして下水道への接続率向上に努めております。

次に、原子力発電所の増設についてのおたただしであります。東京電力福島第一原子力発電所7・8号機については、平成5年4月に事業者の電力施設計画に盛り込まれましたが、以降、着工時期が延期され、現在に至っております。一方、原子力を取り巻く経済的、社会的な状況も変化してきており、エネルギーの安定供給並びに環境問題への対応は原子力発電が不可欠とした国の方針が明確に示されております。このため原子力発電技術の向上への動きも積極化してきており、新增設や既設原子炉の高度利用等の取り組みが、今後より一層進むものと考えております。当町においても、平成19年6月議会定例会において福島第一原子力発電所7・8号機の増設凍結決議解除が可決されており、本年4月からスタートする第4次総合計画においても原子力発電所との共生、共進を図ることとしております。

さらに、昨年9月には東京電力が公表した新たな中長期経営方針の中にも増設計画が明示されております。本年1月には相双地方の経済団体からも地域経済の活性化及び雇用創出のためにも早期着工の要望が町に提出されており、町の商工団体の懇談会においても増設による経済効果に大きな期待が寄せられております。県議会においても増設による立地地域の振興方策が議論されてきております。したがって、このように増設に係る環境が整ってきており、当町においては、増設に対する条件整備が必要な事項はなく、事業者からの申し入れは可能な状況でありますので、引き続き早期実現に向けての一層の取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） ありがとうございます。何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

待機児童があるということですので、安心こども基金について、ちょっと調べてみたら、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、こういうことが言われております。その中には、今町長が4分の1と申されましたけれども、何かこの資料を見ますと、国が3分の2くらい出してもいいような、そんな資料になっておりますが、その辺についても、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

それから、公共下水道についてであります。町の古い住宅等については、これは公共下水道から省かれているような状態で、大変汚い話なのですが、垂れ流しというような形になっているというふ

うに思います。そこで、接続率がアップすることでもあるのであれば、町営住宅ごとにためますをつくって公共下水道に流し込むというような方法もあるのではないかと私は思っておりますが、その辺についても町長としてのご意見をお伺いしたいというふうに思います。

最後に、原発増設についてであります。町長の施政方針の中にも、町としても受け入れ態勢は十分整っているというような方針でありますので、そういう条件が整った中で、町長はどのようなアクションを起こしていくのか、その辺についてもお伺いして、私の質問を終わりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 石田翼議員の再質問にお答えいたします。

待機児童対策について、国は3分の2出してもよいと言っているということについては、私も把握しておりませんので、今後調べてみて、そのような優遇策があればいいなというふうに考えておりますので、調べて対応したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、町でありながら、町の施設の下水道接続、これは私も大変頭を痛めております。本当に大規模な修繕ができない、一般財源のつらさとか、なさというの、まさにここにもあらわれてきておりまして、私はどこどこが未接続かというのはよくわかっております。しかし、そこになかなか予算づけできないのが現状であります。何とか早期に平成22年度をもって、いわゆる早期健全化団体の25%を何とかクリアできそうな状況にありますので、今後まだまだ財政再建には緩みはありませんけれども、知恵を絞って予算獲得して接続を進めていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、増設についての町長のアクションはということでございますが、常に私はいろいろところでアクションをしております。これと相まって議員の皆様も、そして町民の皆様も町全体としてアクションすることが、もっと訴える力が出てくるのではないだろうか、そんなふうにも考えておりますので、どうぞ私と一緒に、町を挙げて増設の早期実現のためのアクションをしたいと考えておりますので、ご協力をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） それでは、11時を回りましたけれども、次の方はよろしいですか。

（何事か言う人あり）

○議長（清川泰弘君） いや、違う。皆さんがだめだというのならあれだけれども、時間が10分過ぎましたけれども、次の方にやっていただきたいと思っております。

通告順位5番、議席番号10番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。

谷津田光治君。

（10番 谷津田光治君登壇）

○10番（谷津田光治君） 議長より一般質問の許可が出ましたので、通告に従いまして質問いたします。

まず、町政についてですが、平成23年度、町長施政方針は発表されましたが、最重点施策をお伺いいたします。

次に、人事行政についてですが、職員の人件費の当初予算について、いわゆる条例定数で定められている職員の全体の人件費の予算、それから嘱託職員、臨時職員についての予算。予算書は見ておりますが、町長からお答えをいただきたいと思います。平成22年度末で、いわゆることし3月31日をもって退職される職員は何名おられますか。また、職級をお伺いいたします。

次に、国、県との人事交流はあるのか。また、退職職員の特別職起用や再任用は考えておりますかというような質問を出しておりましたけれども、予算書を見ると大体わかったのですが、わかっても町長から、これは予算書をいただく以前に質問通告書を出しておりますので、お答えをいただきたいと思います。

次に、病院の統合についての質問であります。J A 福島厚生農業協同組合連合会の双葉厚生病院と福島県立大野病院との統合について、厚生連の対応は町長、どうでしたか。話し合いや説明は十分理解し、町長として納得はしたのかどうか。

それから、町側として町長と議長の意思の統一、これは図られたのか。また、議長から議会の意見としてどんな話が町長にされたのか、されなかったのかを伺います。

次に、双葉厚生病院誘致の際に、町と厚生連とにおいて何か取り決めがあったのか。または病院誘致の契約みたいなものがあったのかどうかを質問いたします。

次に、広域圏組合の副管理者であります町長は、管理者会に出まして、また町村会等の会議において双葉准看護学院の今後について、両病院の統合に関して何か話題になったことがありますか。また、町長からこの件について話されたようなことはあったかどうかをお聞きしたいと思います。

以上で要旨は終わります。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 10番、谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、町政について。平成23年度最重点施策についてのおただしであります。平成17年就任以来、財政の健全化を第一として、教育、福祉、産業の振興を重点施策として取り組んでまいりました。平成22年度決算で実質公債費比率が25%未満となり、早期健全化団体を脱する見込みであります。健全な財政運営に終わりはありません。今後とも財政健全化を第一の施策として安定した財源の確保を図るとともに、限られた財源を有効に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。また、平成23年度には、明るい双葉町の構築に向けた第4次双葉町総合計画がスタートします。教育、福祉、産業などの振興策や町民の皆様の福祉の向上に結びつく取り組みについても、積極的かつ計画的に取り組んでまいりたいと考えております。平成23年度の重点施策については施政方針で申し上げましたが、重点施策の主なものについて申し上げます。

財政の健全化に向けた取り組みとして、実質公債費比率の軽減を図るため、平成22年度に引き続き福島県原子力発電所立地地域振興基金の繰上償還を実施してまいります。

次に、教育環境の整備として、南小学校校舎耐震補強大規模改造工事、双葉南小学校と双葉北小学校の屋内運動場耐震補強改修工事実施設計などを実施してまいります。また、学校給食センターの運営がスタートすることから、豊かな才能をはぐくむ学校給食づくり推進事業補助金を新設し、食育の推進と地元食材の一層の活用に努めてまいります。

次に、福祉施設の整備として、児童館第二遊戯室建設工事を施行してまいります。また、疾病予防対策として平成23年度から新たに子宮頸がんワクチン接種などの予防接種事業を実施してまいります。

商工振興対策としては、平成22年度に引き続き、双葉の逸品開発事業に取り組んでまいります。

地域振興対策としては、原子力関連分野における実践的な若年人材育成を目指した産学官連携原子力関連分野人材育成事業に取り組んでまいります。また、協働で自立する町を目指して、地域のやる気ある担い手等が取り組む地域を活性化させると認められる事業、運動等を支援する地域力向上支援事業に取り組んでまいります。

次に、人件費の当初予算についてのおたただしであります。条例職員が一般会計と特別会計合わせて職員数が92名で、給料総額は3億7,249万4,000円、手当総額は1億7,936万7,000円であります。嘱託職員は2名で、賃金総額が450万3,000円あります。臨時職員は23名で、賃金総額が3,268万7,000円であり、通年雇用職員は9名で、賃金総額が3,474万9,000円あります。

次に、退職職員の人数と職級についてのおたただしであります。平成23年3月31日付で退職する職員は5名であり、職級は課長職が4名、総括主任者が1名であります。

次に、国、県との人事交流についてのおたただしであります。平成23年度も相互理解と連携の強化及び職員の資質の向上を図るため、経済産業省東北経済産業局及び福島県と相互人事交流を行う予定であります。

次に、退職職員の特別職起用や再任用についてのおたただしであります。特別職につきましては、行政出身や民間出身を問わず、仕事に対する厳しさと責任感を強く持ち、誠実な人柄で、私たちとともに町政運営を担っていただける方が必要と考えております。また、再任用等につきましては、制度として退職後も働く意欲と能力を有する職員を退職前の職務に引き続き従事していただくことを目的としておりますが、条例定数内の職員となることから、職員構成や業務運営の状況を踏まえた上、適切に判断してまいりたいと思います。

病院統合について。JA福島厚生農業協同組合連合会双葉厚生病院と県立大野病院の統合については、町長はどんなふうに思われるかということでございますが、町の合同検討会、あるいは県との推進会議等においても、町としまして、町民の安全、安心がさらに図られるような方向性を要望してきております。

議長との意思統一は図られたか。議会の意見として議長からどんな話があったかとおたがしであります。議長との意思統一はしていません。したがって、議長からの意見も聞いていません。

次に、双葉町として双葉厚生病院の誘致に際しての取り決めについてであります。この取り決めについては、確認することができませんでした。福島厚生連30年史によりますと、厚生連からの申し入れに対し、昭和40年4月10日付で双葉町長、双葉町議会議長、双葉町農業協同組合組合長理事、双葉郡農業協同組合長会会長の連名で、福島県厚生連会長理事あてに施設資金及び土地敷地の無償貸与について実行する旨の請書による誓約の記載がありました。

なお、契約につきましては、土地敷地の無償貸与について、昭和41年8月1日付で宅地1万3,190.08平方メートルの使用貸借契約を当時の田中清太郎双葉町長と福島県厚生農業協同組合連合会、棚辺四郎会長理事の間で締結しております。

次に、広域圏組合管理者会や町村会で、双葉准看護学院の今後について、両病院統合に関して何か話題になったことはあったかとおたがしであります。病院統合に関し、准看護学院の今後については、話はございません。しかし、広域圏の管理者会に町村会等で話題にしなければならないと考えております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） ただいま答弁をいただきました。まず最初、平成23年度の最重点施策と、こうお伺いしたのですが、いっぱいありました。町長は最重点がいっぱいあるようですので、最重点が何件あるのか、もう一度教えてください。

それから次、病院統合について、町長と議会との話、全協の時に町長が出席された記憶はありますけれども、双葉町地域医療問題合同検討委員会なるものがつくられてきて、これは議会からも多分5人ほど出席されていると思うのですが、これは議長は出席されておられませんけれども、その病院問題合同検討委員会で話されたことが、議会議員として、私らそこに出席されている議員の方からの報告は1度も聞いたことはないのです。議長がそこに出席されていないからなのかどうかはわかりませんが、当然議会代表でそれに出席しておられれば、我々に対しても説明があつてしかるべきと思いますし、そこには議長も出席していないので、どういうことが検討されたのかは、知ってか知らずか、私にはわかりませんが、当然町長と議会の代表である議長が、それらについて話し合いはされているものと私は思っております。町長はないというのですから、ないのでしょうけれども、やはり町と議会の意思統一を図りながら問題に取り組まないと、いい結果は出ないような気がするのです。今これを話したところで、4月1日から両病院の統合がなされて、運営が開始されるわけですので、これから4月1日以降についても、やはり我々は気を許すことなく、現在の双葉厚生病院のあり方を注視していかなければならないというふうに思っております。その辺、町長の考え方、さほど私らとは変わっていないような気がするのですが、町長の考えていることをお知らせください。

それから、厚生病院と町との何か取り決め、契約があったかという質問をいたしました。昭和41年

当時、田中元町長と元五連会長の棚辺さんとの間で土地の無償貸与の契約があったというのですが、これは状況が変わりつつありますと言ってもいい、変わってきております。我々の希望は、さほど取り入れることなく、この病院の統合がなされた、そのように強く感じているわけです。ですから、県の指導といいながらも厚生連は、それに乗ったわけですから、我々への説明等も、私も不足していると思っております、今でも。これは議会議長に申し入れたにもかかわらず、まだ2月3日以後、やっていないわけですから、私は、まだまだ不満であります。ですから、我々に不満を抱かせながらの病院統合ですから、契約があろうとも、この契約は、破棄することはできなくはないですよ、町長。

それから、もとに戻していただいて、もらうものはもらう、補助なり、助成なりを明確にしておいたほうが、私は後々よろしいような気がするのです。もらうものはもらって、出すものは出す、それはどのぐらい出すかは議会で相談しなければならなかったら相談すればいいし、町一存でできるものだったら、それも私はいいと思います。ですから、もう一つ、法人格の施設があります、双葉町内に。これらについても、土地を賃貸しながら、無償で貸し付ける、これも厚生病院と余り変わりはないような気がするのですけれども、これらについても、やはりもらうものはもらって出すものは出す、それを明確にしたほうが、我々議会としても、幾らこの施設に出しているということがわかるわけですから、そんな方法をとれば私はいいのかなと思っておりますので、町長の考え方をお聞かせください。

とりあえず2点です。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

まず、目玉としている事業の数は6つ挙げたいと思います。1つは繰上償還、南小耐震補強改修工事、児童館第二遊戯室建設工事、子宮頸がん等ワクチン接種、産学官連携原子力関連分野人材育成事業、地域力向上支援事業、この6つの事業を数ある中から選びたいと思います。

それから、合同検討会は、今8回を数えてやってきております。この中には議会のほうから5名の方に参加していただいております。なぜこのような取り組みをしているかということは、町内全域の相当数の方の参画を得て、この問題を議論していきたいという思いの中から、合同検討会を立ち上げたわけでございます。この合同検討会の中身の報告が議会のほうに私のほうから特別しなかったわけですが、今後5名の議員さんがおられても、私のほうからも議会のほうにその結果、報告をしたり、意見を求めたりしたいと考えております。これからやっていきます。

それから、JA福島厚生連さんが、説明が不足していると思っておりますということでございますが、どうも私も多少そのような感じがしております。というのは、説明に来られるときの資料が、そのたびに変わってくるということが、非常に困ったなというふうに思っております。ここまで来たわけでございますので、今後まだまだ話し合いはされておられません。財産の取り扱いの問題も含め、これから病院機能が今後どうされるのかということは、4月以降になったら、病院局のほうから新たな施

策を説明したいというようなことも言われておりますので、大きな期待をしながら、その説明を受けながら、またさらに町としての要望、要求をしていきたいと考えております。財産の問題については、その過程の中で、町としてはっきりする時期だと思っておりますので、はっきりさせていきたいと考えております。

もう一つの法人施設についても、これも一つの取り決めの中でやっていかないといけないなというふうに考えておりますので、どれがいいのかわかりませんが、今後検討して、きちっとした、いわゆる目で見ても見やすいような形で対応したいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 合同検討委員会から出た結果を町長からはいただいておりますし、町長のほうから報告しなくて申しわけなかったみたいな言い方をしたようですけれども、私が言っているのは、議会として、議長から、そういう話がなかった。まして5人委員として出ているにもかかわらず、それもなかった。こういう話をしたままで、町長が報告しないからということではありませんからね。

それから、県は将来構想について、地域家庭医療のために、今の厚生病院に2億8,000万円ぐらいの予算で施設を新築したい話があったかと私は聞いているのですが、あったかどうか、ちょっと町長に確認しますけれども、知っていれば教えてください。そういうような医療施設をつくると、県はこう言っているというのですが、そういうことが事実であれば、それについて町の対応、県費全額とはならないだろうという考え方から、町としての対応の仕方を最後にお聞かせください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再質問にお答えいたします。

今度2億8,000万円ほどで地域家庭医療科並びに検診、あるいは会合をする建物をつくる計画になっております。これは基金事業でやるということになっておりますので、町からの持ち出しはございません。それで、施工は、恐らく私の想像ですが、厚生連さんが実施主体となって、その県の基金を使ってやるものと理解しております。

○議長（清川泰弘君） これで一般質問を終わります。

暫時休議しまして、午後1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

◎議長清川泰弘君に対する不信任動議

○議長（清川泰弘君） 日程第2、議長清川泰弘君に対する不信任動議を議題とします。

（「議長、2番」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） 2番、石田翼です。この日程に入る前に、私の考えから議場から退席することを許可願います。

○議長（清川泰弘君） それでは、2番、石田翼君の退席を認めます。
(2番 石田 翼君退席)

○議長（清川泰弘君） 議長席を副議長と交代いたします。
(議長、副議長と交代)

○副議長（佐々木清一君） それでは、地方自治法第117条の規定によって清川泰弘君の退席を求めます。

(12番 清川泰弘君退席)

○副議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○副議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

提出者の説明を求めます。

6番、菅野博紀君。

(6番 菅野博紀君登壇)

○6番（菅野博紀君） 6番、菅野博紀。

双葉町議会議長の不信任について、会議規則第14条の規定により提案します。

双葉町議会議長 清 川 泰 弘 様

提出者 菅野 博紀

賛成者 渋谷 一弘

” 高萩 文孝

” 伊澤 史朗

” 佐々木清一

本議会は、双葉町議会議長清川泰弘君を議会を代表する議長として信任しない。

提案理由

去る平成23年2月3日の全員協議会において県立大野病院と双葉厚生病院の統合の問題について、JA厚生連に説明を求めるため、全員協議会の一致した要望に対し、速やかに要求しなかったため、平成23年2月22日、新聞報道等で統合病院の名称及び診療科目が発表され、議長として議会の総意と違う県立大野病院と双葉厚生病院統合問題の対応の事実、議長として、現行が議会の総意と異なった点について、議会として著しく不信を覚えるものであり、この行動が住民を代表する双葉町議会の権

威と信頼を失墜させるものであり、双葉町議会の代表として不適切であると言わざるを得ない。

よって、双葉町議会の信頼回復と正常化を図るため、清川議長を不信任とする。

以上。

○副議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、渋谷一弘君。

○1 番（渋谷一弘君） _____

（何事か言う人あり）

○副議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時06分

○副議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○副議長（佐々木清一君） 1 番、渋谷一弘君。

○1 番（渋谷一弘君） では、先ほどの質問を取り消させていただきます。 _____

○副議長（佐々木清一君） 1 番、渋谷一弘君の訂正がありましたが、副議長として認めます。

○副議長（佐々木清一君） 質疑はありますか。

（「ただいまの菅野議員の説明に対して質疑をいたします」と言う人あり）

○副議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時08分

○副議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○副議長（佐々木清一君） 先ほどの渋谷君の発言に対し、議員の皆さんの同意をいただきます。取り消しに賛同いたしますか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

○副議長（佐々木清一君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 今、提案理由の説明を伺いました。よくわからなかったところもありますので、議長において文書にして配っていただきたい。配った後に暫時休議をとっていただきたい。

○副議長（佐々木清一君） それでは、10番、谷津田光治君のほうから文書にて配布してほしいという申し入れがありましたので、ここで休議をもって文書を作成しますので、休議します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時14分

○副議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

1番、渋谷一弘君。

○1番（渋谷一弘君） ただいま提案理由の説明がございましたが、この中で「議会の総意と違う県立大野病院と双葉厚生病院統合問題の対応の事実」とあります。この件に関しまして詳しく説明を求めます。

○副議長（佐々木清一君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 去る平成21年1月29日、町執行部と双葉町議会が県立大野病院と双葉厚生病院の統合に対して要望に行ったときに議会の総意と違う発言をし、町当局及び議会に著しく迷惑をかけ、その後全員協議会で、今後のこの問題で議会の総意と違う発言をしないことを約束し、その約束を守らなかったときは、みずから職を辞することを誓約しましたが、平成23年2月3日の全員協議会で速やかにJA厚生連への説明を求める要望をしなかったため、上記の約束が守られなく、議会として不信任に値するとして、この動議を提出したものであります。

ここに、その時の誓約書がありますので、それも読ませていただきます。

「このたびJA福島厚生連への要望活動、意見交換の中で、私のことの発言、それから全員協議会における県立大野病院と双葉厚生病院との統合問題について、取りまとめた意見と違った発言があったこと、その後の発言についても不適切なことがありましたこと、議会の皆様に多大な不信感とご迷惑を招いてしまい、深く反省し、おわび申し上げます。今後、双葉厚生病院の統合問題については、議会の総意のもと、町と一体となって取り組んでまいります。最後に、議長という立場を十分に踏まえて、今後議会の決定した事柄について反する言動があった場合、議長の職を辞する決意でありますので、ここに誓約します。双葉町議会様、平成21年2月6日、双葉町議会議長、清川泰弘」という誓約書を多分皆さんもお持ちだと思っておりますけれども、配ったということなので、この誓約書もあるので、この動議を提案したものであります。

○副議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 平成23年2月3日の全協において県立大野病院と双葉厚生病院との統合問題について説明を求める話し合いをしたのはわかっておりますが、速やかに要請しなかったために統合病院の名称や診療科目が発表されたという事実は、これはどのようにして確認されましたか。これは私の知る範囲では、議長、副議長、正副常任委員長の6名で集まって会議したときに、この会議をしていた時間帯の中に多分入っていたと思うのですが、これは福島で発表されたとは思っているのです。ですから、これは2月3日のことについて、厚生連に説明のお願いをしてくれるように頼んだけれども、やらなかった。局長は、一番知ってると思うんですね。議長がやらなかったのか、局長がやらないとだめですよと言ったのか。議長、副議長、局長の間というのは、これは意思の疎通を図りながら、議長が動かないとすれば局長が議長のしりをたたいてやるとか、議長に言われても局長が動かないときは、議長は何回も催促してやらせるとか、そういうふうなお互いに信頼し合いながら、助け合ってやらないと、これはなかなかできないことだと私は思っています、私の経験上から言うと。

それは本当に議長がやらなかったのか、連絡しなかったのか、局長に日程調整しろというような指示を出さなかったのか。出しても、相手方があることですから、相手のほうがどういう対応をしてくれたか。それは議長に弁明の機会を与えるのであれば、それは議長から聞きたいと思いますが、そういう機会がなかったら、局長は自分の担当事務として取り扱っているわけですから、事務局長はわかるわけですね。ですから、提案者は厚生連に何で議会からの申し入れを受け入れられなかったのかは、どういう方法で確認したのか。これは相手のあることですし、相手がもう少し待ってとか、何月何日でないとだめだとか言われれば、これは説明には来れないでしょうから、これは確認の方法、どういうことで確認したのか。

それから、飯坂の農協会館へ行ったときのことも、これは書いてあるようですが、これは1度罰を受けているわけですね。誓約書を書いたといえども病院問題の委員にはさせないということで、議長でありながら委員にはさせられなかったということ、これは大きな罰則を受けたわけです。それにもかかわらず、その不信任の理由として挙げられた理由をお聞かせください。

○副議長（佐々木清一君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 議会の要請がなかったため、新聞報道等で県、厚生連、議会は了承したというような認識があったのかなという気持ちと、あとちょっと日にちは定まらなくて申しわけないのですけれども、2月に全協をやったときに、その問題で全員協議会でお話をしたときに、議長自体が、その問題を認めて謝ったということが、僕はやってなかったという方向にいつているのかなと思ひまして、不信任に値するということで、この動議を出させていただきました。

○副議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） ただいまの菅野議員の2月3日の後、やらなかったのではないかというふう

な話でしたね。今一番わかっているのは、これは局長かと思えますけれども、その辺のいきさつはね。

2月3日の全協の後、副議長を窓口として事業主体の厚生連と話をするという、そのことは私も必要だということで賛成をしましたが、その後なかなかその話はなかったという話は聞いています。私も実は議長に確認したところ、2月15日に合同検討委員会がありまして、その時に事業主体の厚生連は来ましたが、その時点で30分という話は聞きました。これは議長からですけれども、ということは、やはりできるだけ2月3日以降の、確かに日にちはあったのかと思えます、この要請が遅れたと。ただ、その後15日に30分というのは、これはやっているというふうにとらえておりました。そういうことでは、多少の要請をしなかった時期については、いろいろ所用があったというふうに私は聞いておりましたので、その辺について菅野議員に改めて、その辺は確認しなかったのかどうか、本当にこれまでやらなかったのかと思っているのか、その辺ちょっと確認したいと思えます。

○副議長（佐々木清一君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 先ほど申しましたように2月の全員協議会の中で議長が謝罪して、その件に関しては認めたと私は認識しておりますので、3月3日の全協の中で、ちょうど1カ月たっているわけで、その全協の話の内容で、謝ったということは、やっていなかったという認識で私はとらえていますので、そういう認識で、この動議を出させていただきました。

○副議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

9番、木幡敏郎君。

○9番（木幡敏郎君） 私は、議長に確認をしまして、これは局長も、そのようなことでやっているというふうに私は思っているのですけれども、速やかに要請しなかったという点については議長が謝罪をしました。これは議長の不手際だと私は思いますが、その15日というふうな話、それからこれまでこの医療問題については、私は取り組んでいるというふうに聞いておりますので、今回の不信任には当たらないというふうな気持ちで反対をいたします。

○副議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

8番、伊澤史朗君。

○8番（伊澤史朗君） 私は、先ほど提案理由で述べた中身に対して納得しておりますし、また去る3月3日の全員協議会の中で、今るる質問がありましたことに対しまして、議長が謝罪しているという事実を身をもって体験しておりますし、そのことは、謝罪しておるということは、本人が、その非を認めたということで、まさに不信任に値すると思えますので、賛成をいたします。

○副議長（佐々木清一君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 謝罪して、それを受け入れたのかどうかなのですね。議長が謝罪をした。

それから何日たってきょうなのか。謝罪は受け入れないと突っぱねるのだったら、それはそれでいいと思うのです。でも、謝罪をしてから、もう何日たっているのですか。だれも、いや、悪かった、勘弁しろといったら、その時に何ら文句がなかったら、いや、勘弁してもらったというような認識になりませんか。少なくともこれに書いてあるような、議会としてはといっても今不信任案を出した人たちだけでしょう。私も議会の一員だけれども、私は不信任と思っていません。議会の信頼回復と正常化を図る、当然きょうまで議会は正常に機能していましたよ。何が正常化を図るに問題があって、今議会はもめていますか。こういう提案理由では、私は賛成はできません。

○副議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 皆さん、意見はいろいろあると思いますが、私の気持ちとしては、結果として3月3日の全員協議会で謝罪されました。その場の答弁で、議会をすぐ開くと、議会というか、JAを呼んで、その後すぐ動くという言葉もいただけませんでした。議会中だからできない、来週いっぱいまでですと。今もいつの予定だとか、そういう話をしていただけるのであれば、その辺は十分理解できます。だけれども、るる説明のあったとおり、平成21年の時、さらにはその後の議長としての対応、断腸の思いで私も今賛成討論しています。皆さんはどうお考えになるかはわからないのですが、確かに3月3日の時謝罪されました。謝罪された後に、速やかに対応するとかという言葉があるのであれば納得はできるところはあったのですけれども、議会が2週間続くとか、結局いつ開かれるのですか。だから、相手もわかります。だから、私としては、そういう思いで、この不信任には賛成しません。

○副議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

3番、野村満君。

○3番（野村 満君） 討論がいろいろとございましたけれども、何で今の時期になって不信任なのか、私も理解できません。4月から統合病院として開院するところに来て、こういう話が広まりますと、住民にも不信感が募るのではないかと、こんなふうな危惧も覚えます。私は、この本案には反対いたします。

○副議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（佐々木清一君） 可否同数です。

地方自治法第116条の規定により、本件については副議長の裁決により可決と裁決いたします。
よって、議長清川泰弘君に対する不信任動議は可決されました。
暫時休議します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時35分

(副議長、議長と交代)

○議長（清川泰弘君） 会議に戻します。

◎散会の宣告

○議長（清川泰弘君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時35分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 清 川 泰 弘

副 議 長 佐々木 清 一

署名議員 渋谷 一 弘

署名議員 石 田 翼